

第2期 高鍋町 子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月
宮崎県 高鍋町

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画策定の体制	3
第2章 高鍋町の子どもと家庭を取り巻く状況	5
1. データから見える子どもと家庭を取り巻く状況	5
2. アンケート調査結果から見える子どもと家庭を取り巻く状況	15
第3章 実施状況	26
1. 第1期高鍋町子ども・子育て支援事業計画の実績	26
第4章 計画の基本的な考え方	35
1. 計画の基本理念	35
2. 基本的な視点	36
3. 計画の基本目標	38
4. 計画の体系	40
第5章 施策の展開	41
基本目標1 地域における子育て支援	41
基本目標2 母親並びに乳幼児等の健康の確保及び増進	48
基本目標3 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備	53
基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備	57
基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進	59
基本目標6 子どもの安全の確保	61
基本目標7 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進	64
第6章 教育・保育給付及び地域子ども子育て支援事業の提供体制	68
1. 教育・保育提供区域の設定	68
2. 教育・保育の量の見込みと確保方策	69
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	70

4. 教育・保育の一体的な提供及び推進体制の確保	74
5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	74
6. 産後・育児休業後における保育施設等の円滑な利用の確保	74
第7章 新・放課後子ども総合プランに基づく取り組み	75
1. 計画の目的	75
2. 計画の内容	75
第8章 子どもの輝く未来応援計画	77
1. 子どもの輝く未来応援計画について	77
2. 取り組みの方向性	77
3. 取り組みの内容	79
第9章 計画の推進体制	85
1. 町民及び関係団体等との連携等	85
2. 計画の進捗状況の管理・評価	85
資料編	86
1. 高鍋町子ども・子育て会議設置条例	86
2. 高鍋町子ども・子育て会議委員名簿	88

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

わが国では、急速な少子・高齢化の進行によって、人口構造にひずみが生じ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加など、地域社会の活力を低下させる大きな要因となり、地域社会へ深刻な影響を及ぼすことが危惧されています。

また、子どもや家庭を取り巻く環境は、共働き家庭の増加、核家族化の進行、地域におけるコミュニティの希薄化といった流れの中にあり、児童虐待や子どもの貧困の連鎖といった様々な課題への対応などが求められています。

国においては、「エンゼルプラン」（平成6年）、「少子化対策推進基本方針」及び「新エンゼルプラン」（平成11年）などにより、少子化対策が進められてきました。しかし、出生率の低下には歯止めがかからず、全国の合計特殊出生率は平成17年に1.26という過去最低を記録して以降、若干持ち直してきてはいるものの、平成30年は1.42であり、人口規模を維持できるとされる2.07から見ると依然として低い状況にあります。

こうした少子化の流れに対し、平成15年には子育てに対する社会的支援を総合的かつ計画的に推進するものとして「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、平成20年には「次世代育成支援対策推進法」の一部が改正されました。

平成24年8月には子ども・子育て関連3法が成立し、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域における子育て支援の充実に向けた取り組みを総合的に推進することが目的とされました。この目的を達成するために、市町村は5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めることとされ、計画の中では、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定めることとなっています。

さらに平成26年7月には、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、「放課後子ども総合プラン」が策定され、平成30年9月には「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。

一方で、平成26年1月には、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、令和元年6月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部が改正されました。

本町においては、平成27年度から令和元年度までの5年間を計画期間とする「高鍋町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援施策を総合的に進めてきました。今後も引き続き計画的に施策を推進するため、今般、「第2期高鍋町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもや家庭を取り巻く様々な課題などに対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を進めるとともに、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、近年社会問題化してきている子どもの貧困対策を総合的に推進していくことにより、切れ目のない支援による子ども・若者の育成支援を目指していきます。

2. 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけ、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に基づく「市町村行動計画」として策定します。

また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第2項に基づき、「子どもの貧困」の視点から、本町の考え方を整理し、体系的にまとめた「高鍋町子どもの輝く未来応援計画」が令和元年度で満了となることからこれを包含し、一体的に推進するものとしします。

さらに、平成30年9月に閣議決定された「新・放課後子ども総合プラン」に関する計画についても、包括的に盛り込むこととします。

子ども子育て支援法（抄）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

(2) 他の計画との調整

本計画は、本町のまちづくりの基本となる高鍋町総合計画や各分野の諸計画の整合及び連携を図りながら、個々の施策を推進していきます。

また、子どもと子育てを取り巻く施策としては、保健、医療、福祉、教育、労働などあらゆる分野があり、これらの施策の総合的・一体的な推進を図っていきます。

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年度（2020年度）から、令和6年度（2024年度）までの5か年とします。

	令和 1 年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)
高鍋町総合計画	第6次								
高鍋町子ども・子育て支援事業計画		第2期							

4. 計画策定の体制

本計画策定に向けた主な取組は、以下の通りとなっております。

① 高鍋町子ども子育て会議の開催

回数	開催日	協議内容
第1回	令和元年8月29日	- 高鍋町子ども子育て会議について - 第1期子ども子育て支援事業計画の実績について - 子ども・子育て支援に関するアンケート調査について - 次期計画策定の今後のスケジュールについて
第2回	令和元年11月8日	- 教育・保育の量の見込みと確保方策について - 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について - 第2期高鍋町子ども・子育て支援事業計画（案）について
第3回	令和2年1月21日	第2期高鍋町子ども・子育て支援事業計画（案）について

② アンケート調査の実施

調査対象	町内に在住する 0 歳～ 5 歳、小学校 1 年生から 6 年生のお子さんをお持ちの世帯・保護者
調査内容	子育て支援の現状及びニーズの把握
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	平成 3 1 年 2 月 1 日～平成 3 1 年 2 月 1 8 日
回収結果	未就学児 配布数 6 7 0 回収数 2 8 2 (有効回収率 4 2 . 1 %) 小学生 配布数 5 7 0 回収数 2 2 8 (有効回収率 4 0 . 0 %)

第2章 高鍋町の子どもと家庭を取り巻く状況

1. データから見える子どもと家庭を取り巻く状況

(1) 人口に関する状況

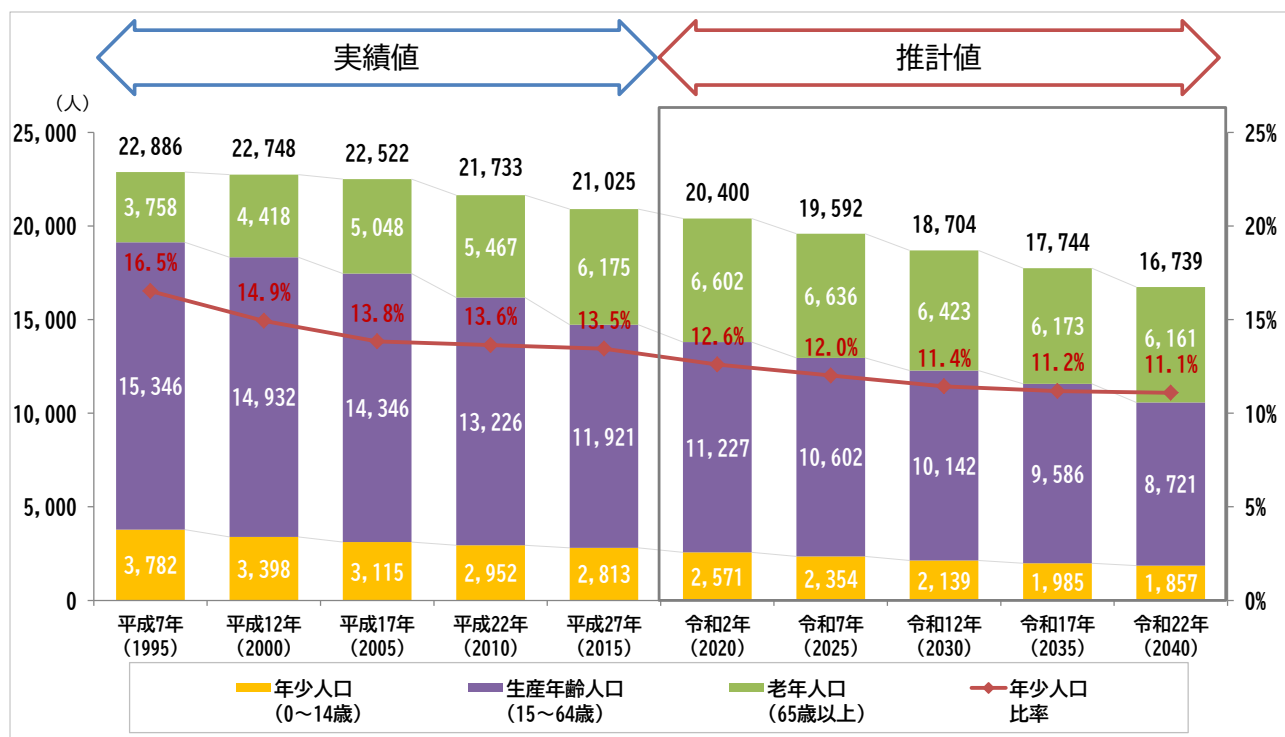
① 人口の推移と将来人口推計

国勢調査によると本町の総人口は、平成22年の21,733人から平成27年の21,025人と708人の減少となっており、今後も年々減少していくことが見込まれます。

また、年齢3区分別人口をみると、年少人口・生産年齢人口は減少している一方、高齢者人口は増加しています。年少人口及び生産年齢人口は減少し続けるのに対し、高齢者は増加が続く見込みとなっており、さらなる少子高齢化の進行が予測されます。

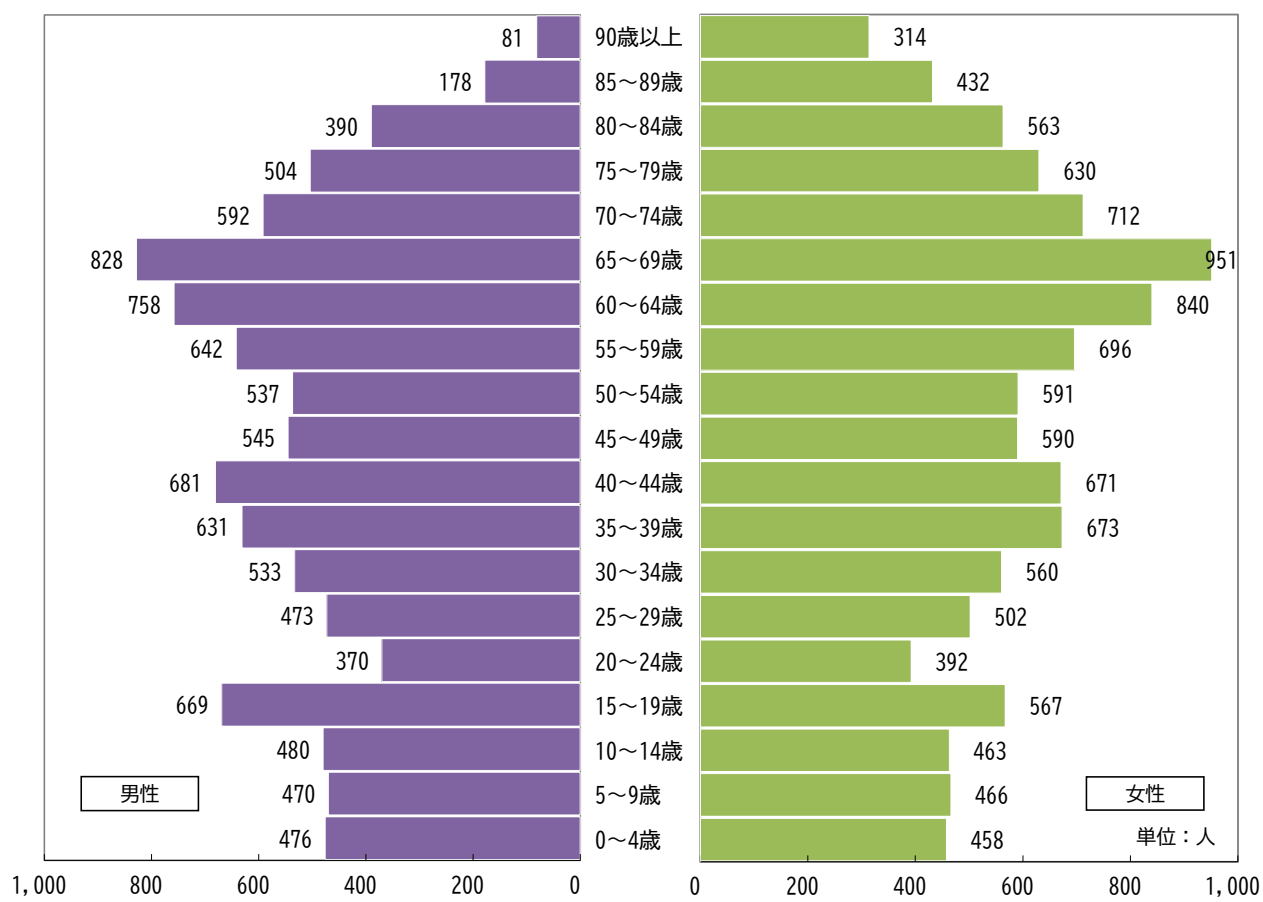
平成27年の人口構造をみると、18歳から25歳にかけて町外への進学・就職による人口の流出がうかがえます。

■人口の推移と将来人口推計



資料：平成7年～27年は「国勢調査」総務省、令和2年以降は「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」国立社会保障・人口問題研究所 RESAS 人口構成より

■人口ピラミッド



資料：国勢調査（平成 27 年）

② 推計児童人口

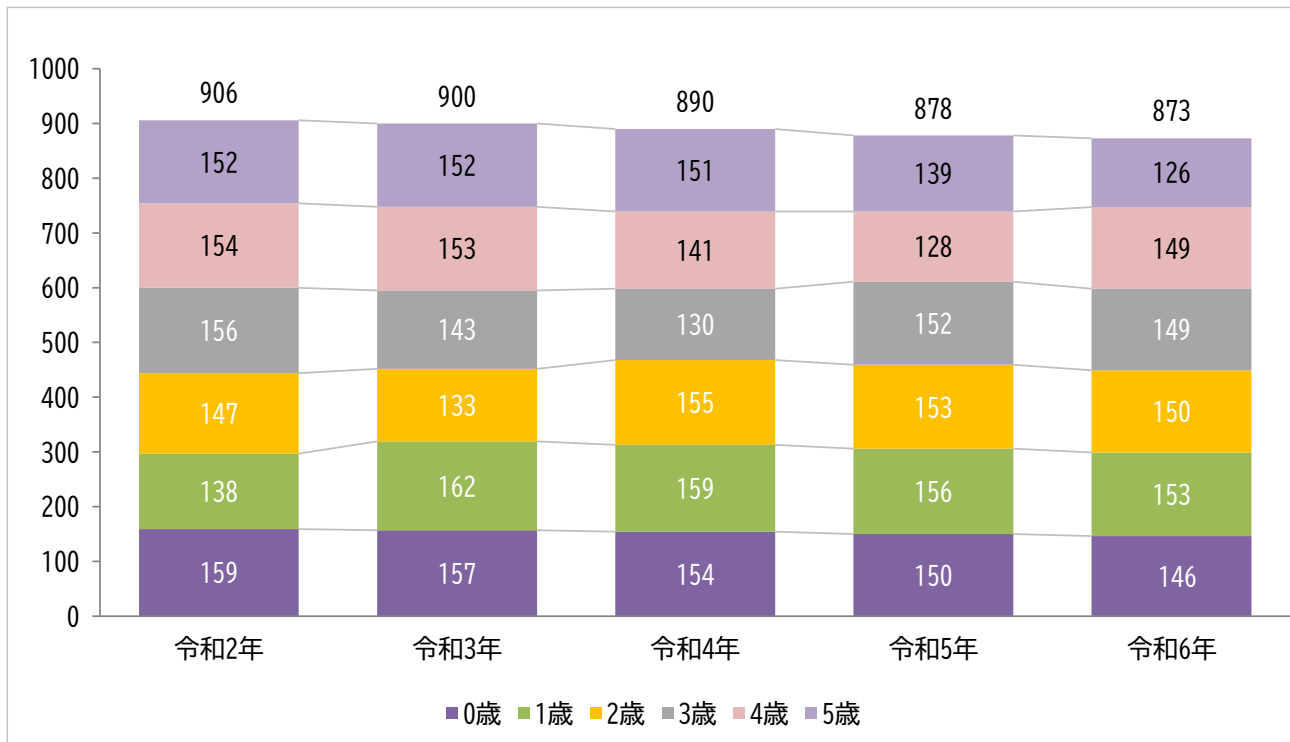
高鍋町の11歳以下の人口は今後も減少傾向であり、令和6年には1,852人になると推計されます。

なお、児童数の推計は、2014年（平成26年）から2018年（平成30年）までの各年4月1日現在の住民基本台帳人口を使用し、コーホート変化率法を用いて算出しました。

（単位：人）

	実績	推計				
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	136	159	157	154	150	146
1歳	153	138	162	159	156	153
2歳	160	147	133	155	153	150
3歳	157	156	143	130	152	149
4歳	154	154	153	141	128	149
5歳	189	152	152	151	139	126
小計	949	906	900	890	878	873
6歳	183	189	151	152	151	138
7歳	183	184	189	152	153	151
8歳	183	182	183	189	152	152
9歳	209	187	186	187	193	155
10歳	187	210	188	187	188	194
11歳	181	188	211	188	188	189
小計	1126	1140	1108	1055	1025	979
合計	2075	2046	2008	1945	1903	1852

■ 0-5歳人口の推計



■ 6-11歳人口の推計



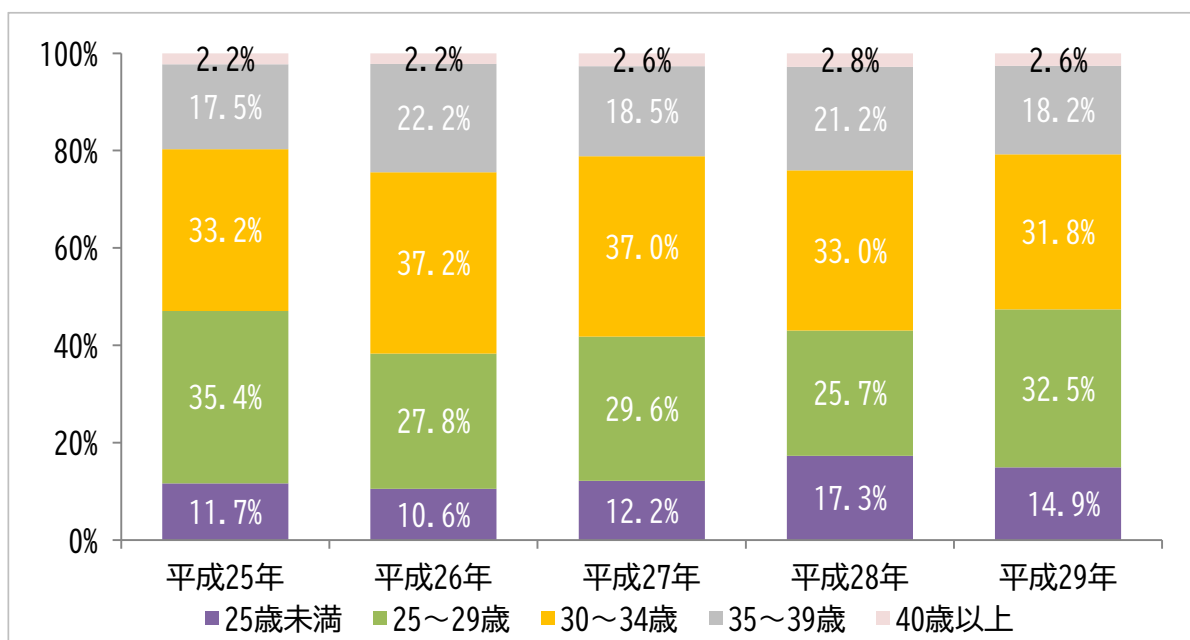
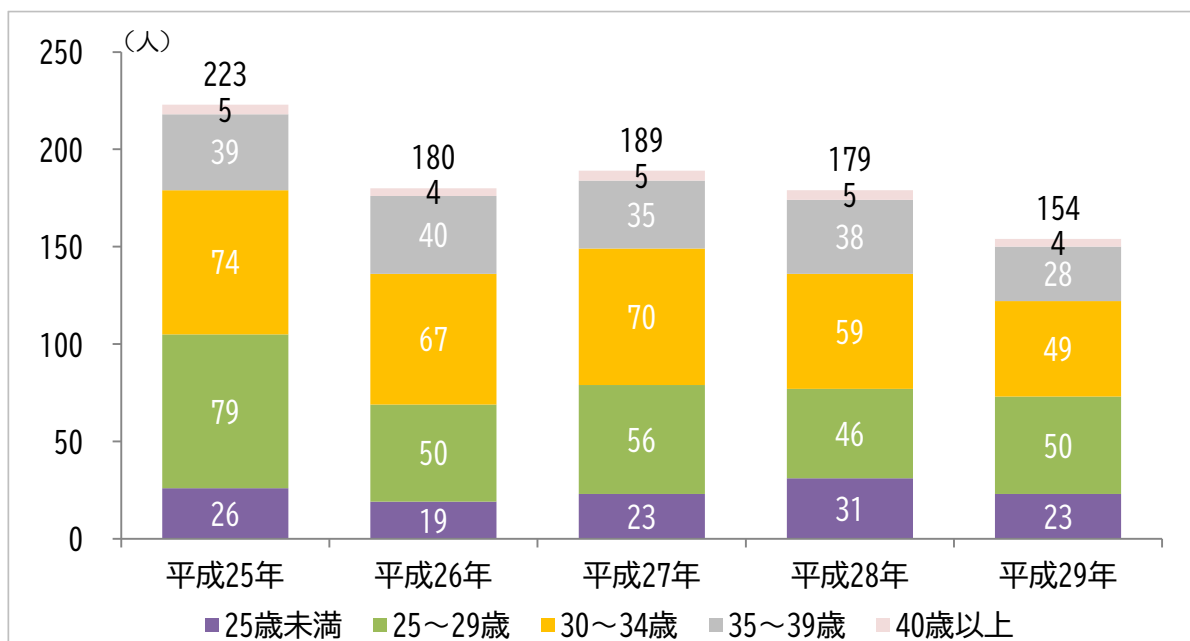
③ 出生数の状況

出生数は、平成26年に大きく減少し、その後は180人前後で推移していましたが、平成29年には154人となり減少傾向となっています。

出生数と母親年齢の平成25年から平成29年の推移をみると、おおむね同じ割合となっており、出産の高年齢化はみられません。

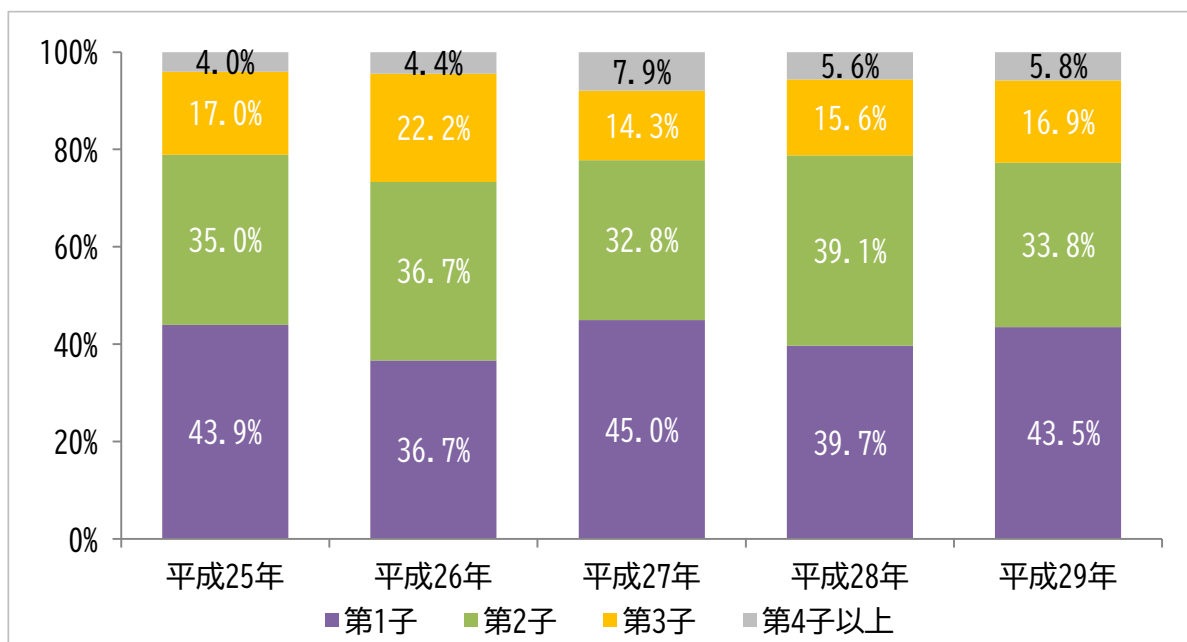
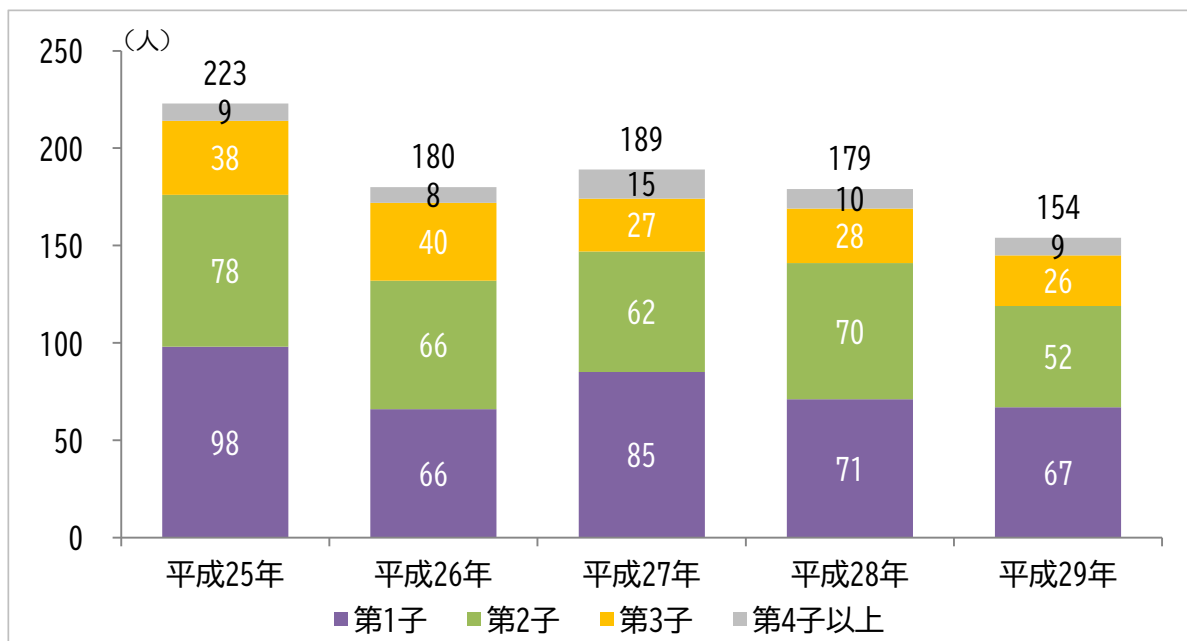
また、出生数と出生順位の推移をみると、おおむね同じ割合で推移しており、平成29年には「第1子」が43.5%、「第2子」が33.8%、「第3子」が16.9%、「第4子以上」が5.8%となっています。

■出生数と母親年齢



資料：宮崎県衛生統計年報

■ 出生数と出生順位

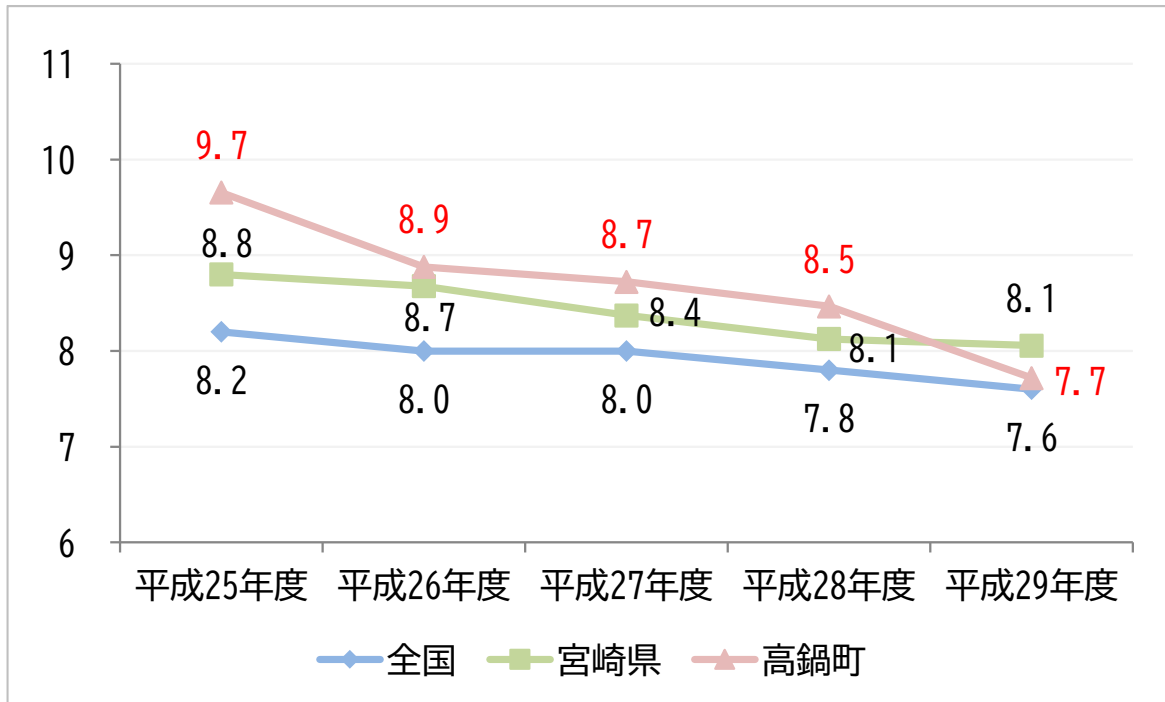


資料：宮崎県衛生統計年報

④ 出生率について

出生率とは、出生数の状況を人口千人あたりに換算したもので、本町の平成25年度から平成29年度の出生率は、減少傾向で推移しており、平成29年度では7.7となっています。これを、国と比較すると同程度となり、宮崎県と比較すると低くなっています。

■出生率



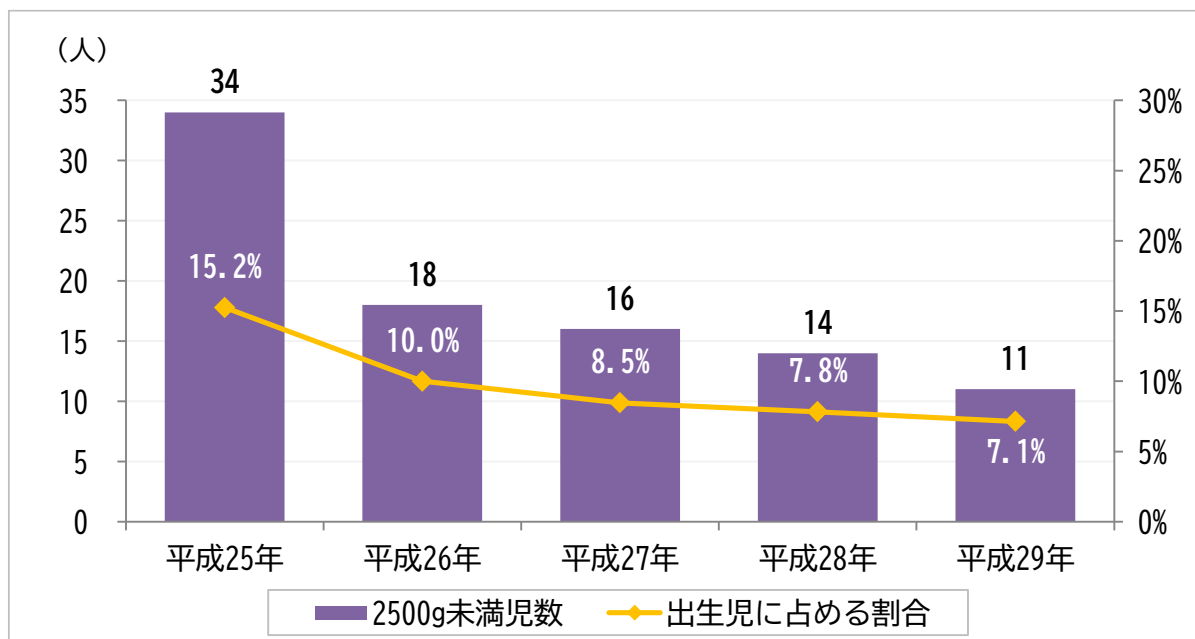
資料：全国「人口動態統計」、宮崎県・高鍋町「宮崎県人口動態総覧」

⑤ 出生における低出生体重児の状況

低出生体重児とは、出生体重が2500g未満の赤ちゃんのことで、体の機能も未熟なので合併症や感染症にかかりやすい特徴があります。原因は様々ですが、妊婦の喫煙・飲酒や食生活（過激なダイエットによる栄養不足）等の生活習慣や、妊婦の歯周疾患等の生活習慣病の影響を受けることも、低体重児の出生の原因ではないかとされています。

本町においては、全出生数における低体重児（2500g未満）の出生の状況は、平成26年で大きく減少しその後は減少傾向となり、平成29年では7.1%となっています。

■高鍋町の低体重児（2500g未満）の出生数と全出生に占める割合



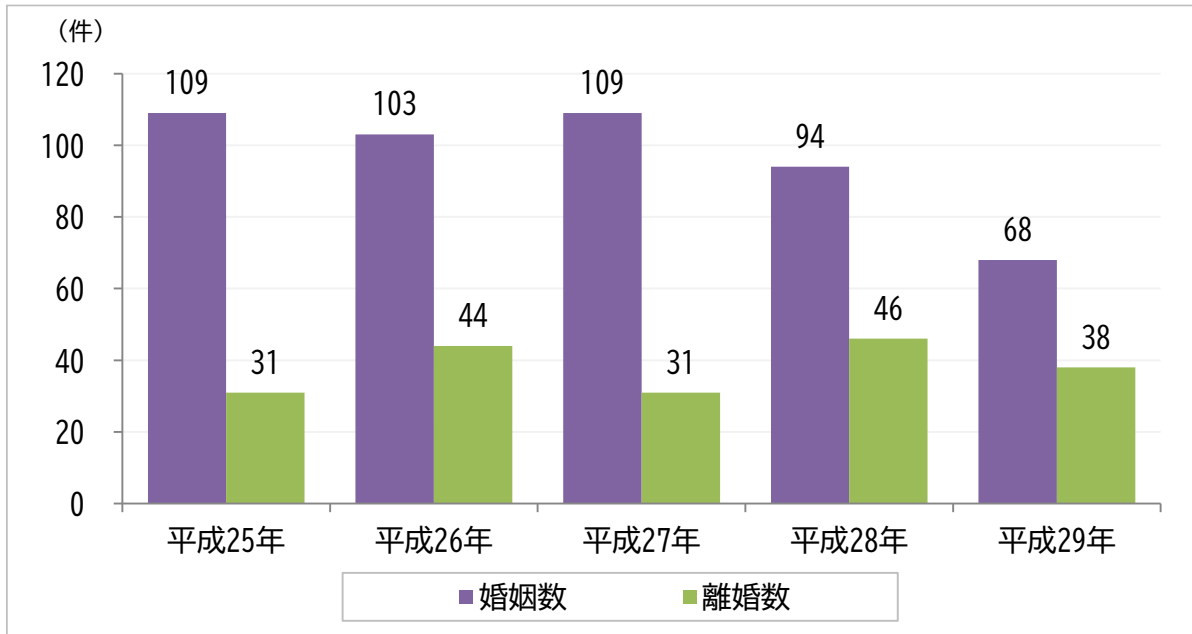
資料：宮崎県衛生統計年報

⑥ 本町の婚姻・離婚に関する状況

婚姻の件数は、平成28年までは100件前後で推移していましたが、平成29年は68件と大きく減少しました。

一方、離婚件数については、おおむね40件前後で推移しています。

■ 婚姻・離婚の件数



資料：宮崎県衛生統計年報

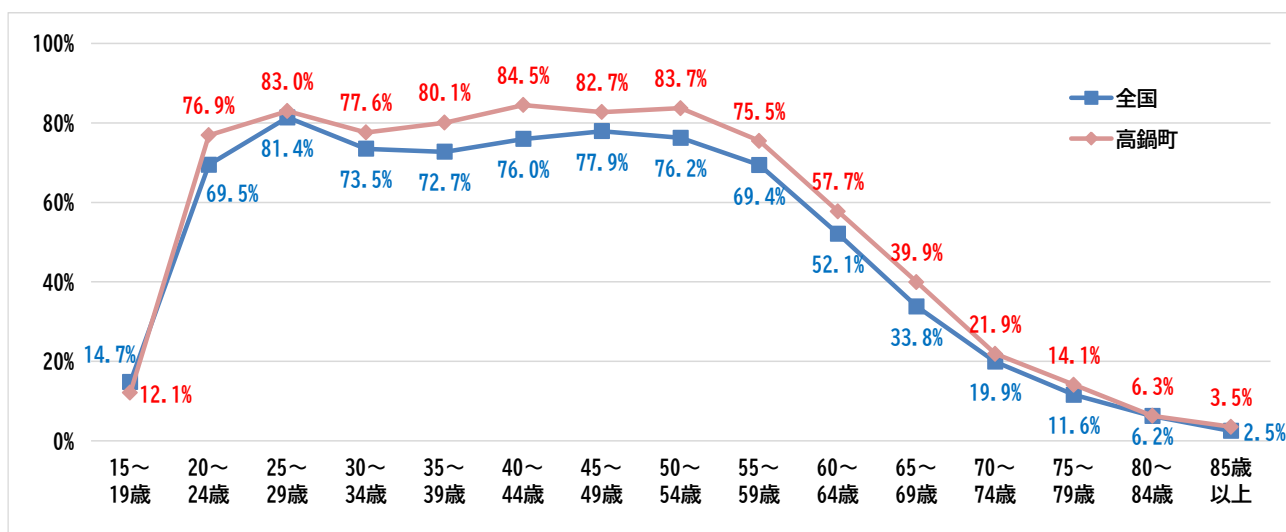
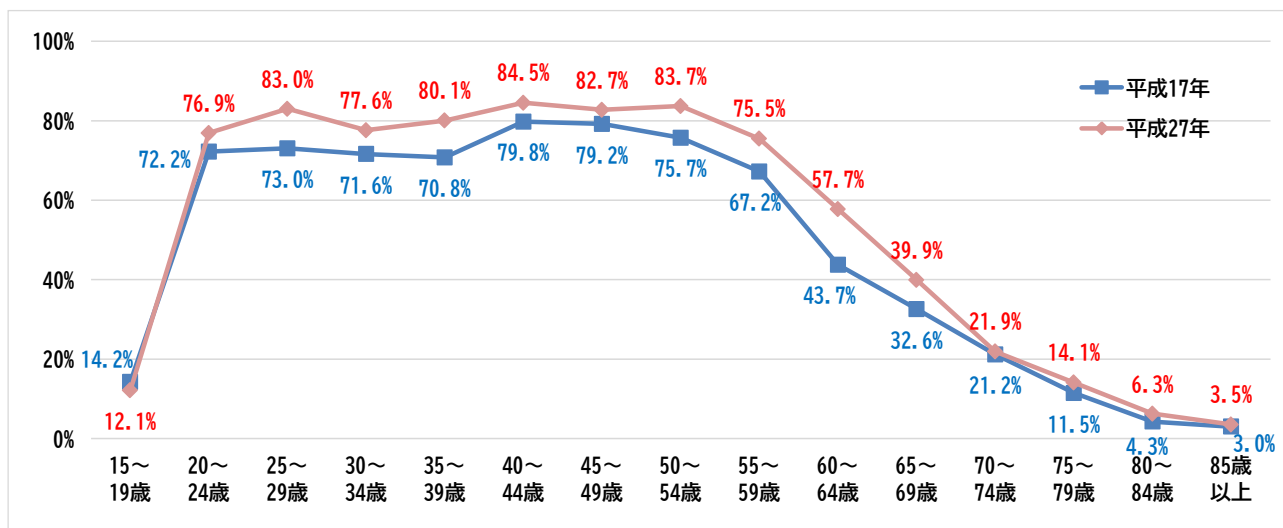
⑦ 女性の就労の状況

国は、仕事と子育ての両立に向けて、出産・育児期の女性の労働力率の落ち込みをなくし、働きながら子育てを行うことができる社会づくりを目指しています。

本町における平成27年の女性の労働力率は、30～34歳で一旦下がり77.6%となっています。平成17年と比較すると20～69歳で高くなっています。

また、全国と比較すると、ほとんどの年齢層において上回っています。

■女性の就労状況



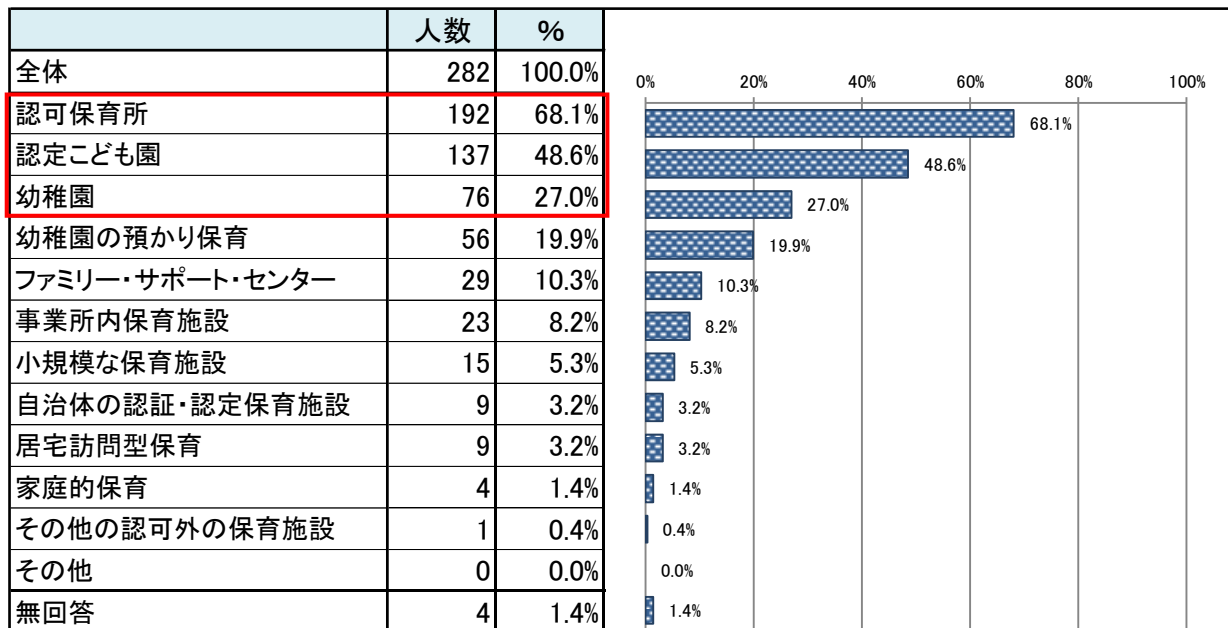
資料：国勢調査

2. アンケート調査結果から見える子どもと家庭を取り巻く状況

(1) 定期的な教育・保育の利用希望

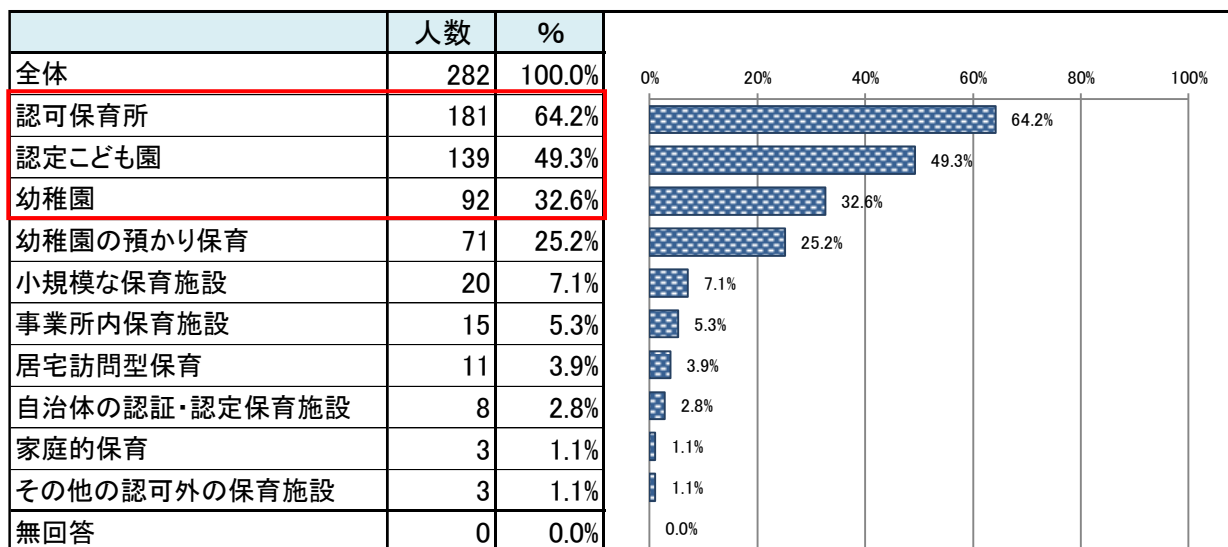
① 保育所や幼稚園など「定期的に」利用したいと考える事業（複数回答）

定期的な教育・保育の利用希望として、「認可保育所」(68.1%)が最も高く、次いで「認定こども園」(48.6%)、「幼稚園」(27.0%)となっています。



② 幼児教育が無償化された場合、「定期的に」利用したいと考える事業（複数回答）

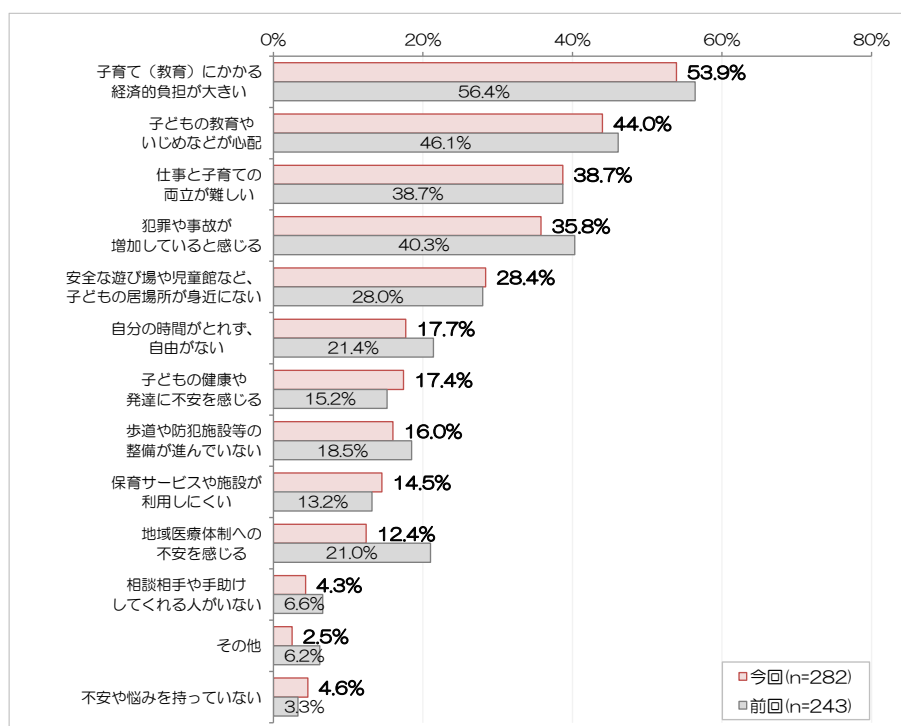
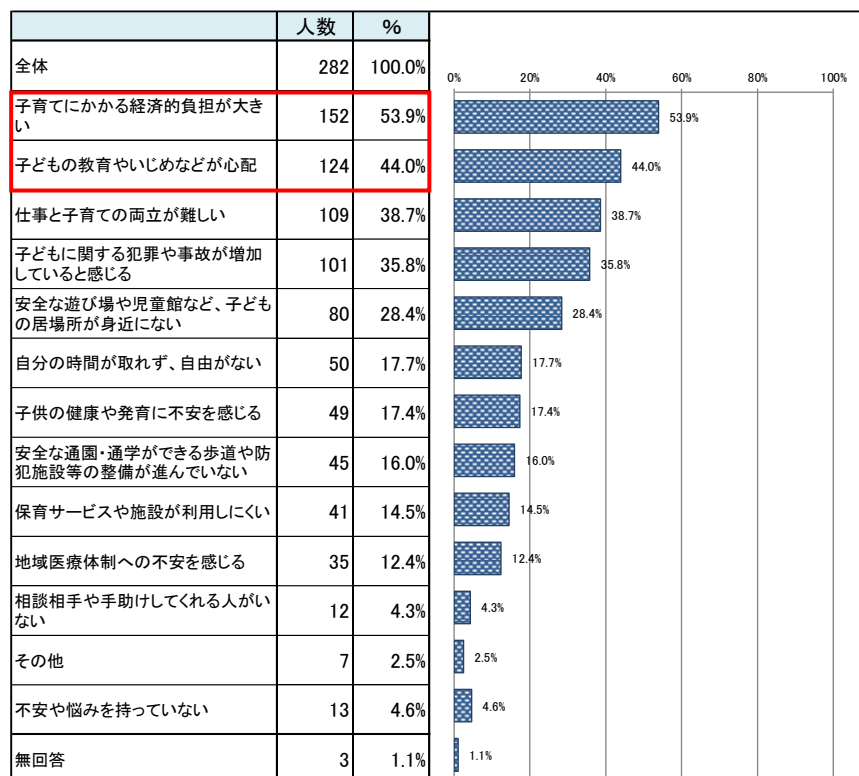
幼児教育が無償化された場合については、「認可保育所」(64.2%)が最も高く、次いで「認定こども園」(49.3%)、「幼稚園」(32.6%)となっています。



(2) 子育てに関する不安や悩みについて（複数回答）

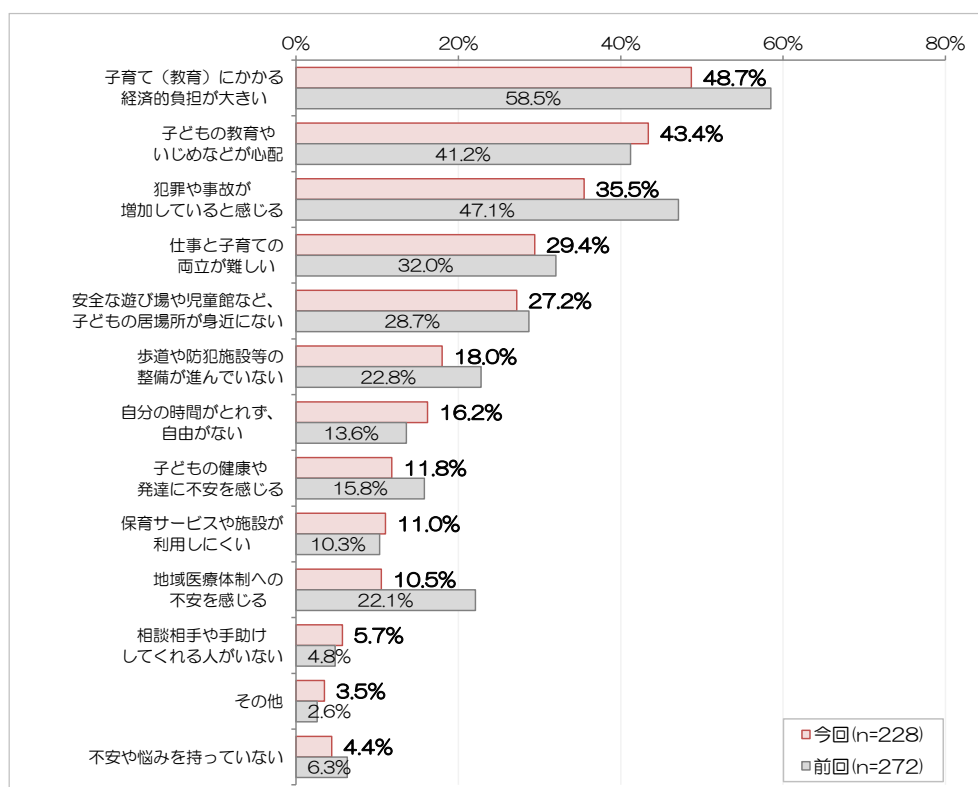
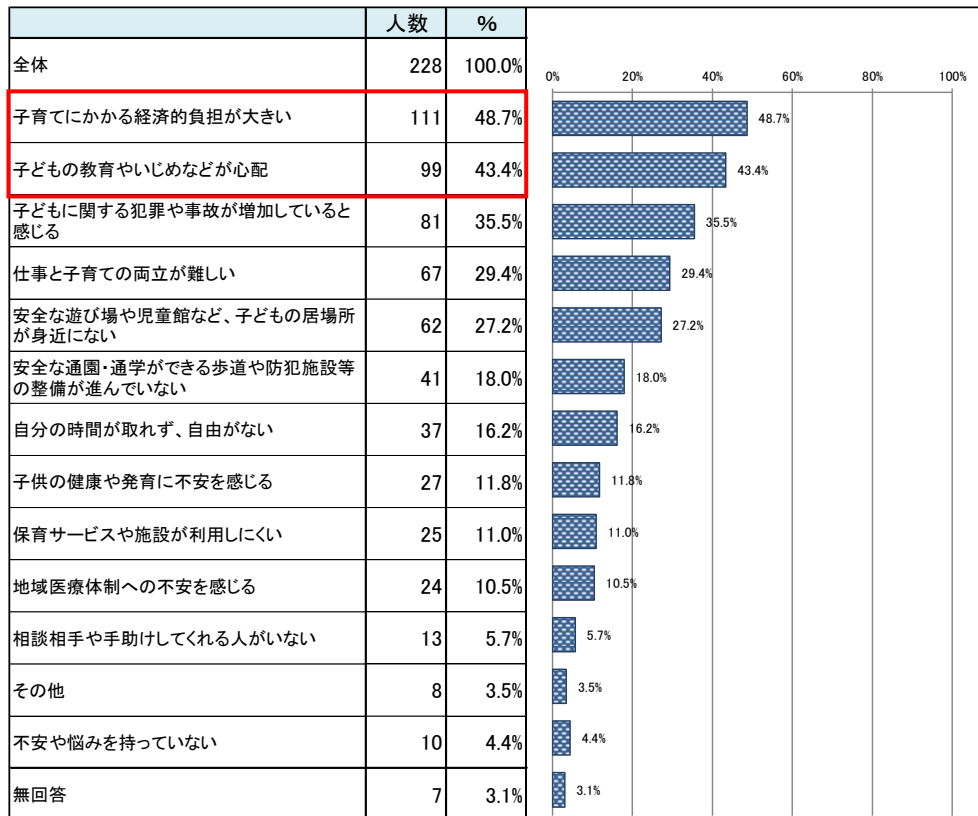
① 就学前児童保護者調査

就学前児童保護者の子育てに関する不安や悩みについて、「子育て（教育）にかかる経済的負担が大きい」（53.9%）が最も高く、次いで「子どもの教育やいじめなどが心配」（44.0%）となっています。また、前回調査と比較すると、「子どもに関する犯罪や事故が増加していると感じる」が4.5ポイント減少しています。



② 小学生保護者調査

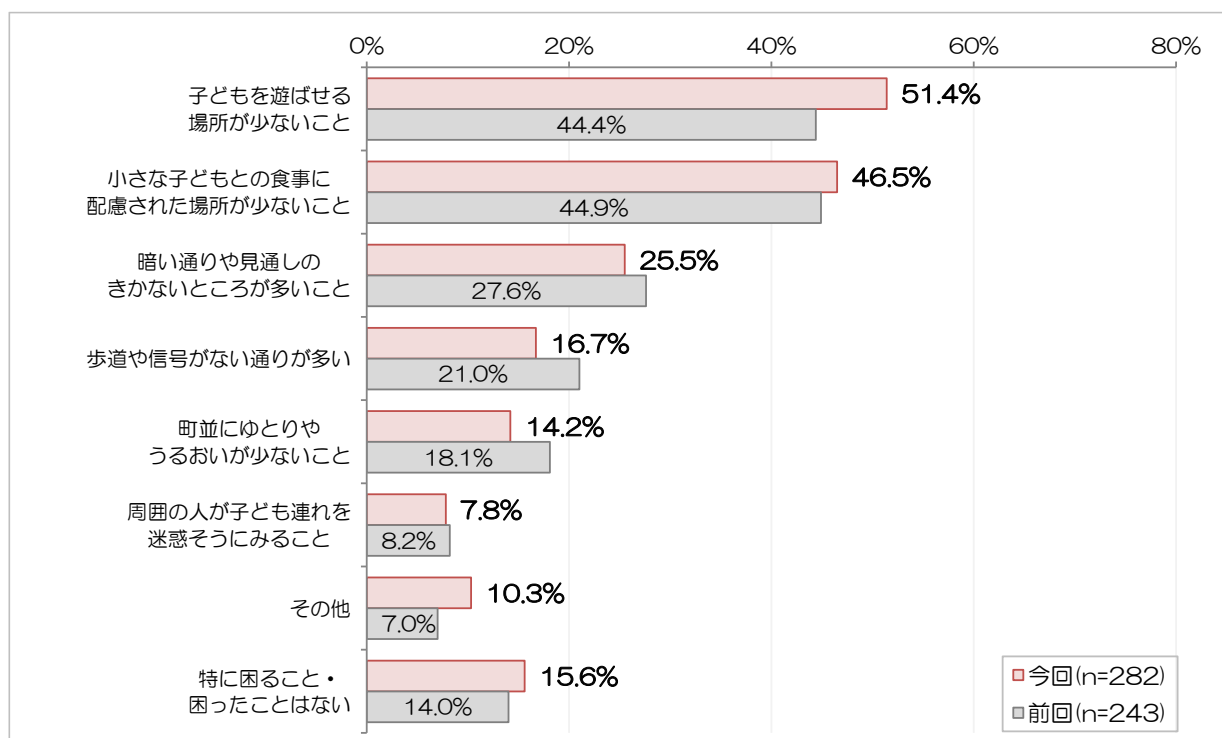
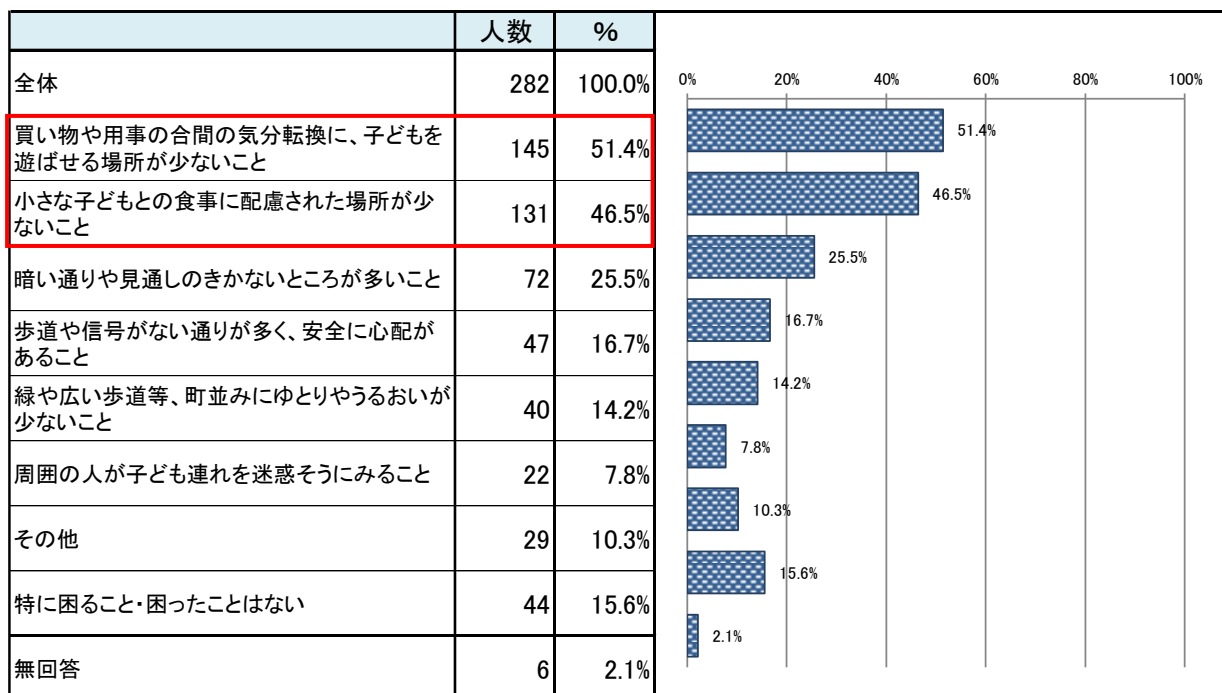
小学生保護者の子育てに関する不安や悩みについて、「子育て（教育）にかかる経済的負担が大きい」（48.7%）が最も高く、次いで「子どもの教育やいじめなどが心配」（43.4%）となっています。また、前回調査と比較すると、「犯罪や事故が増加していると感じる」「地域医療体制への不安を感じる」が11.6ポイント、「子育て（教育）にかかる経済的負担が大きい」が9.8ポイント減少しています。



(3) 外出の際の困りごと

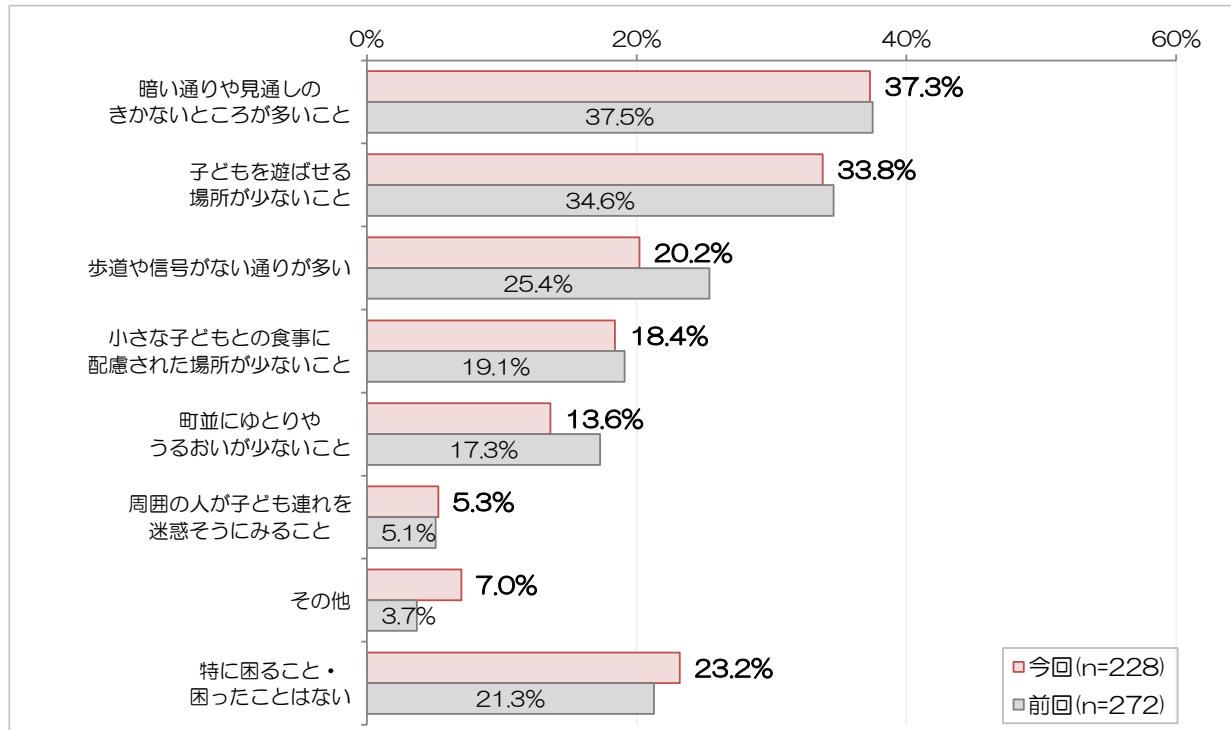
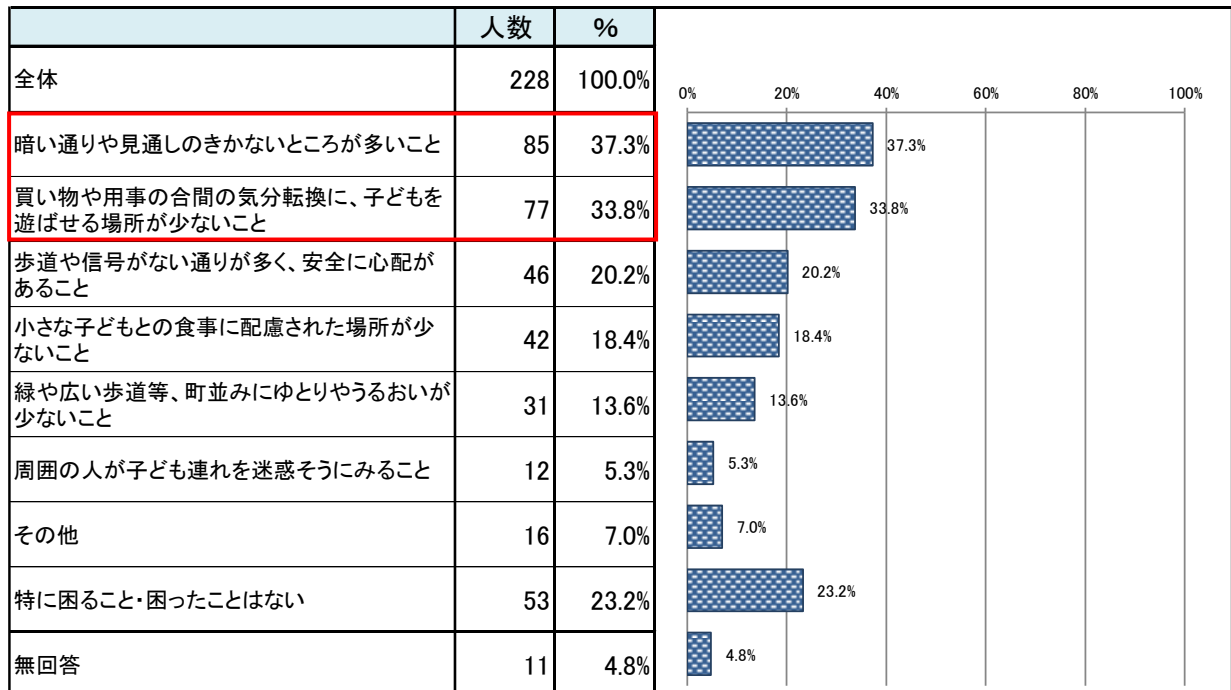
① 就学前児童保護者調査

就学前児童保護者の外出の際の困りごとについて、「子どもを遊ばせる場所が少ないこと」(51.4%) が最も高く、次いで「小さな子どもとの食事に配慮された場所が少ないこと」(46.5%) となっています。また、前回調査と比較すると、「子どもを遊ばせる場所が少ないこと」が7.0ポイント増加しています。



② 小学生保護者調査

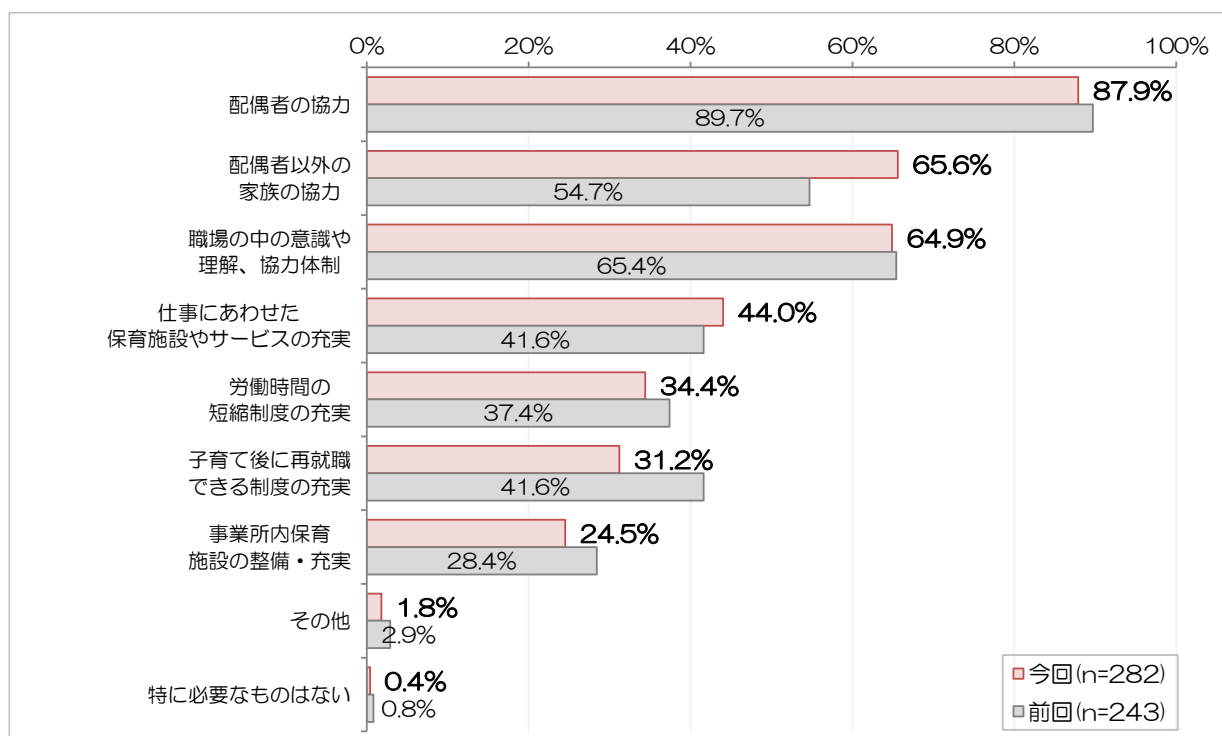
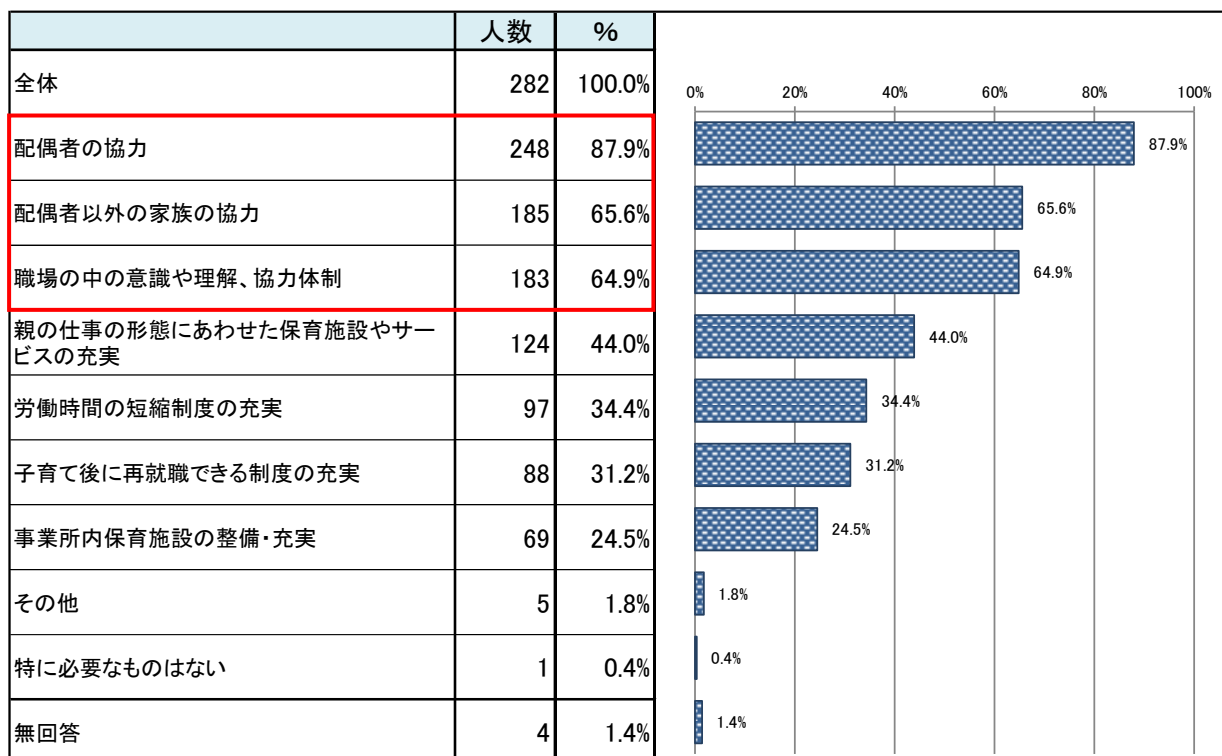
小学生保護者の外出の際の困りごとについて、「暗い通りや見通しのきかないところが多いこと」(37.3%)が最も高く、次いで「子どもを遊ばせる場所が少ないこと」(33.8%)となっています。また、前回調査と比較すると、「歩道や信号がない通りが多い」が5.2ポイント減少しています。



(4) 仕事と子育てを両立させるために必要だと思うこと

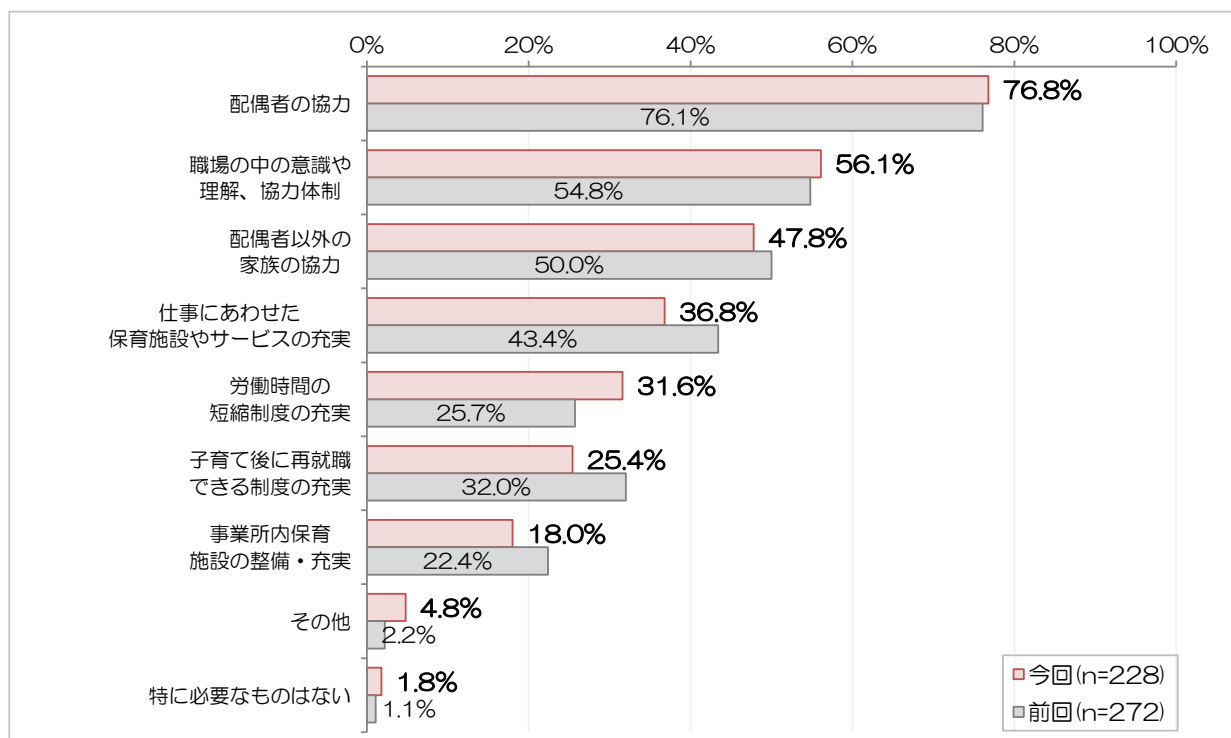
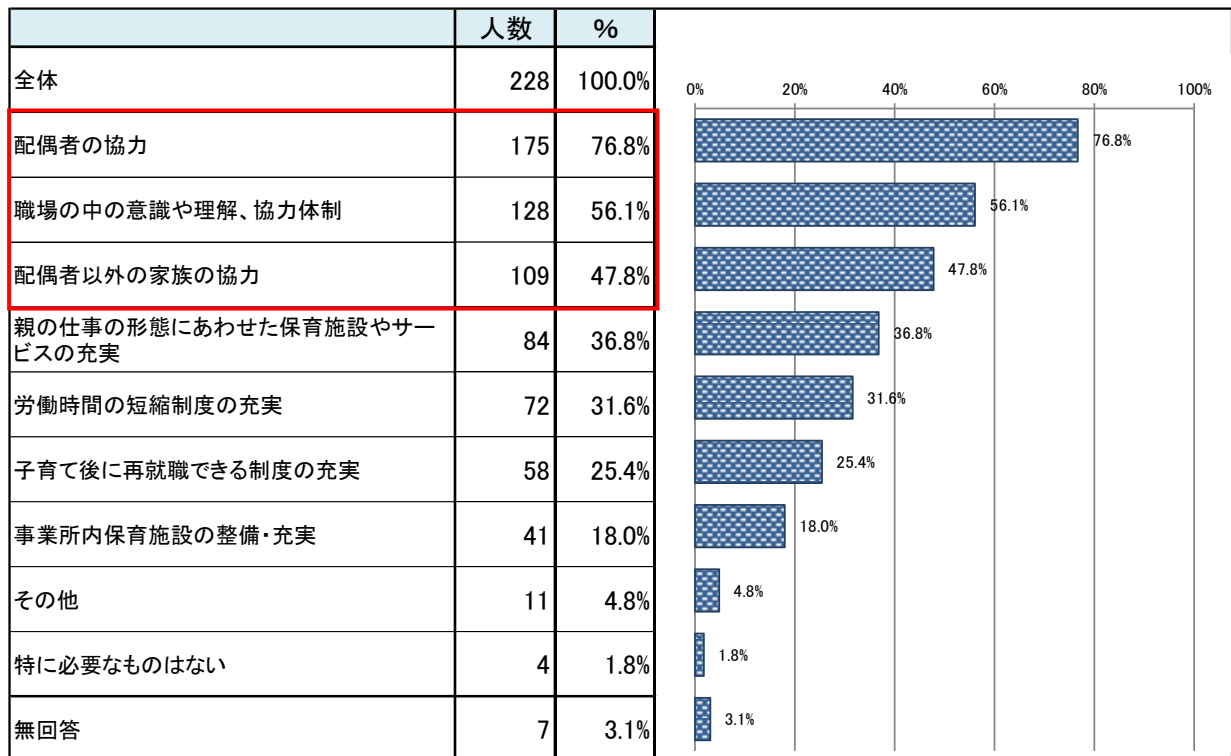
① 就学前児童保護者調査

就学前児童保護者の仕事と子育てを両立させるために必要だと思うことについて、「配偶者の協力」(87.9%)が最も高く、次いで「配偶者以外の家族の協力」(65.6%)、「職場の中の意識や理解、協力体制」(64.9%)となっています。また、前回調査と比較すると、「配偶者以外の家族の協力」が10.9ポイント増加、「子育て後に再就職できる制度の充実」が10.4ポイント減少しています。



② 小学生保護者調査

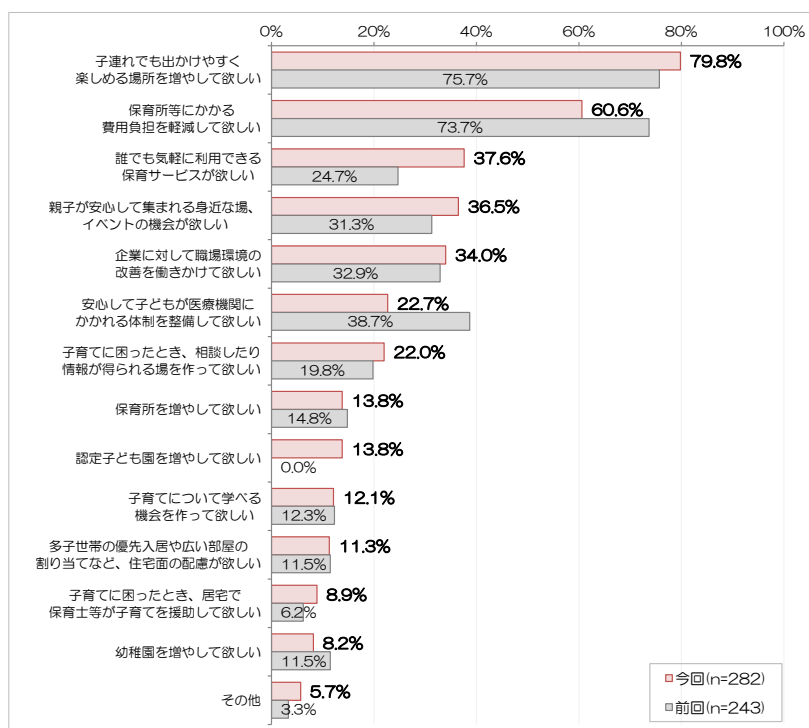
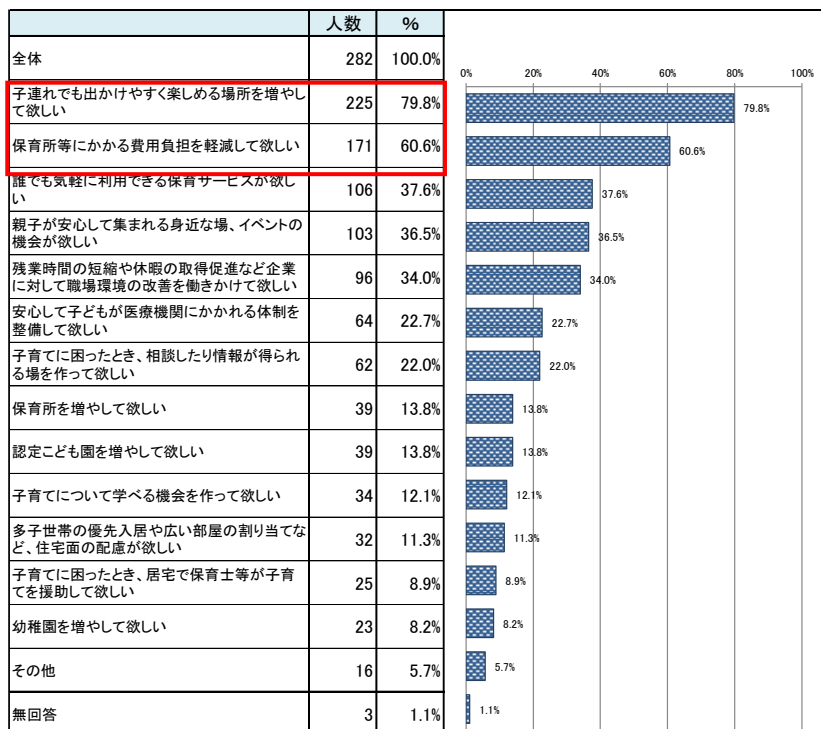
小学生保護者の仕事と子育てを両立させるために必要だと思うことについて、「配偶者の協力」(76.8%)が最も高く、次いで「職場の中の意識や理解、協力体制」(56.1%)、「配偶者以外の家族の協力」(47.8%)となっています。また、前回調査と比較すると、「労働時間の短縮制度の充実」が5.9ポイント増加しています。



(5) 本町で充実を図ってほしい子育て支援策（複数回答）

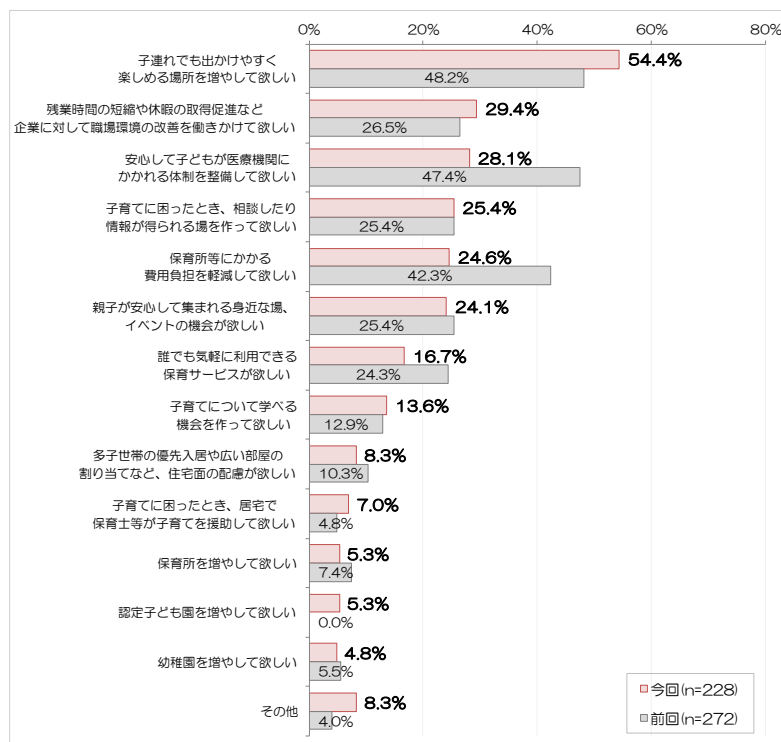
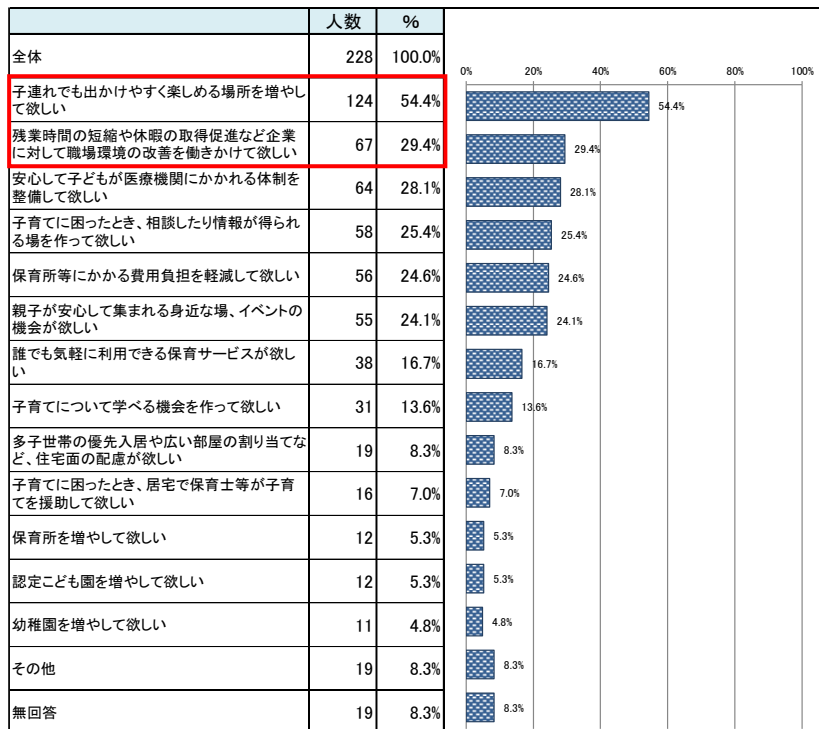
① 就学前児童保護者調査

就学前児童保護者の本町で充実を図ってほしい子育て支援策について、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」（79.8%）が最も高く、次いで「保育所等にかかる費用負担を軽減して欲しい」（60.6%）となっています。また、前回調査と比較すると、「誰でも気軽に利用できる保育サービスが欲しい」が12.9ポイント増加、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備して欲しい」が16.0ポイント減少しています。



② 小学生保護者調査

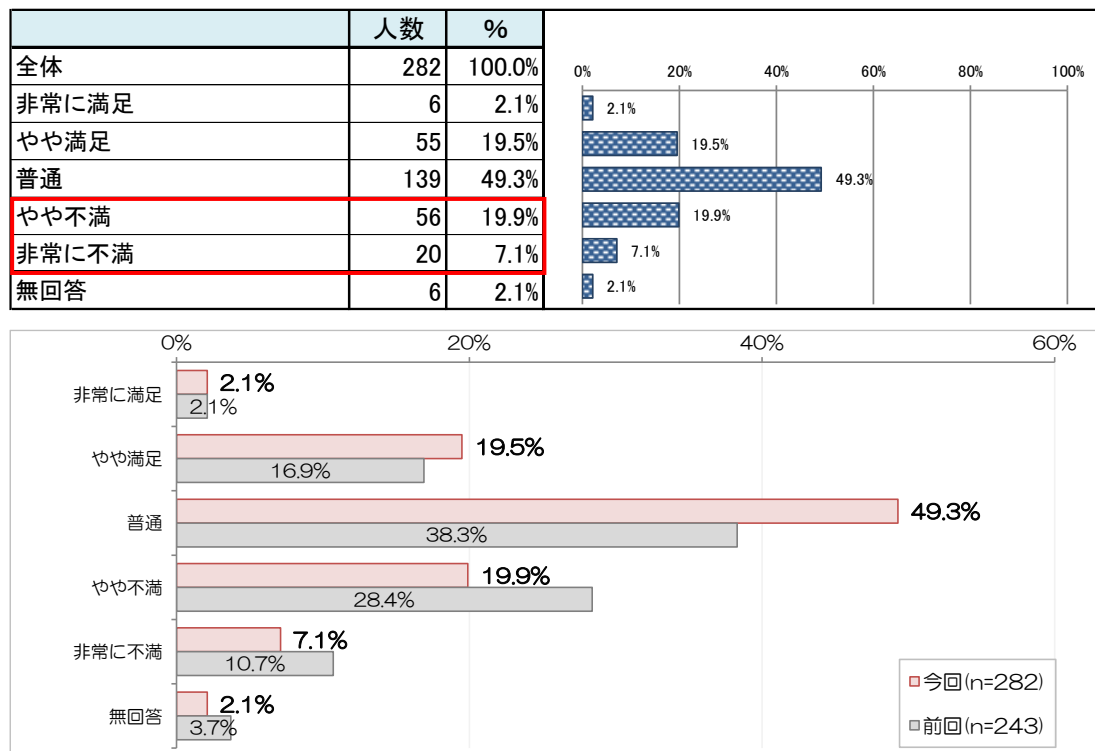
小学生保護者の本町で充実を図ってほしい子育て支援策について、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」(54.4%)が最も高く、次いで「残業時間の短縮や休暇の取得促進など企業に対して職場環境の改善を働きかけて欲しい」(29.4%)となっています。また、前回調査と比較すると、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」が6.2ポイント増加、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備して欲しい」が19.3ポイント減少しています。



(6) 子育て環境や支援への満足度

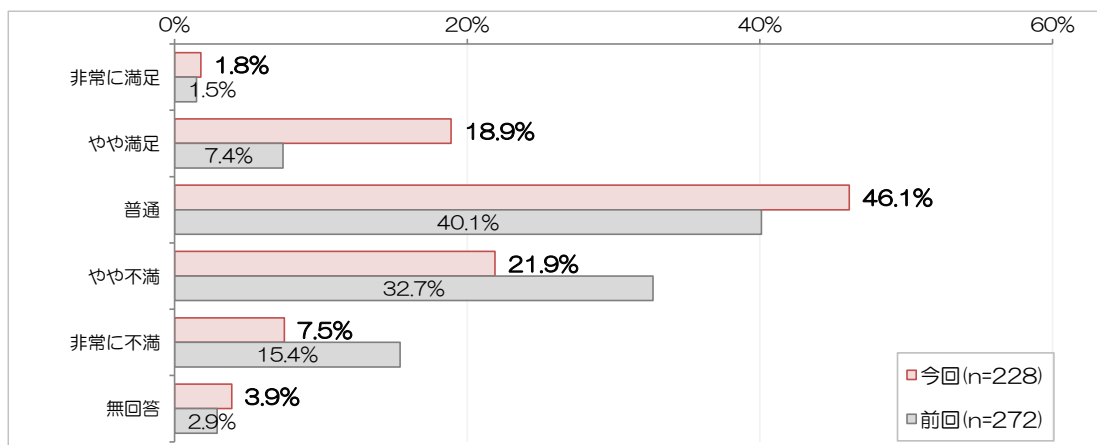
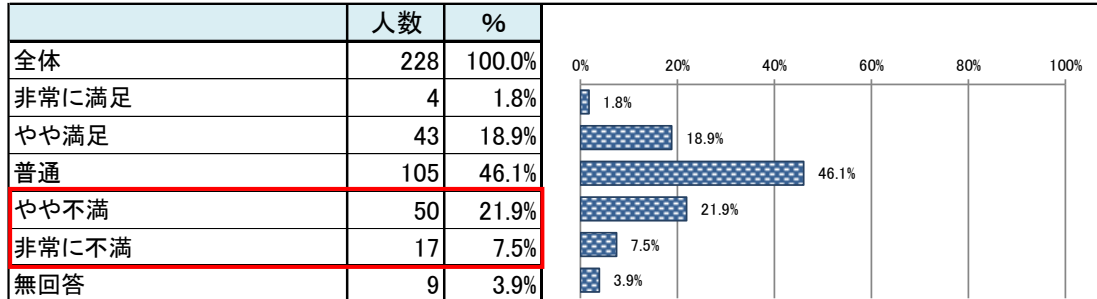
① 就学前児童保護者調査

就学前児童保護者の子育て環境や支援への満足度について、「不満」（「非常に不満」と「やや不満」の合計）との回答が27.0%と約3割となっています。また、前回調査と比較すると、「不満」（「非常に不満」と「やや不満」の合計）との回答は12.1ポイント減少しています。



② 小学生保護者調査

就学前児童保護者の子育て環境や支援への満足度について、「不満」（「非常に不満」と「やや不満」の合計）との回答が29.4%と約3割となっています。また、前回調査と比較すると、「不満」（「非常に不満」と「やや不満」の合計）との回答は18.7ポイント減少しています。



第3章 実施状況

1. 第1期高鍋町子ども・子育て支援事業計画の実績

平成27年度からの第1期子ども・子育て支援事業計画の実施状況は次のとおりとなっています。

(1) 教育・保育の実施状況

(単位：人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号認定	計画	111	112	110	108	103
	実績	138	136	127	115	101
2号認定	計画	422	424	419	409	390
	実績	397	412	412	400	386
3号認定	計画	333	315	310	305	299
	実績	290	295	284	273	267
合計	計画	866	851	839	822	792
	実績	825	843	823	788	754

各年4月1日現在

■町内の保育園、認定子ども園、地域方保育事業所

保育所	認定子ども園	小規模保育事業所
①やまばと保育園 ②にっしん保育園 ③明倫保育園 ④なでしこ保育園 ⑤一真持田保育園 ⑥わかば保育園	⑦高鍋カトリック聖母幼稚園 ⑧高鍋幼稚園 ⑨ももの木こども園 (平成31年4月から)	⑩ヒマワリ保育園

(2) 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

① 地域子育て支援拠点事業

乳幼児、その他保護者が相互の交流を行うことができる場所で、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。にっしん保育園で実施しています。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間延べ人数	計画	1,531	1,461	1,436	1,409
	実績	4,885	5,929	4,451	6,486
実施箇所	計画	1	1	1	1
	実績	1	1	1	1

② 一時預かり事業（幼稚園在園児対象型）

幼稚園、認定こども園等に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後又は長期休業日等に預かりを行う事業です。町内の認定こども園で実施しています。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1号認定	計画	1,669	1,677	1,654	1,617
2号認定		25,776	25,905	25,553	24,983
合計		27,445	27,582	27,207	26,600
年間延べ人数	実績	8,137	8,417	7,688	7,290

③ 一時預かり事業（在園児対応型除く）

保育所等を利用していない児童を対象として、保護者の疾病、出産、家族の看護等により家庭で保育が困難となる場合に一時的に預かる事業です。町内の保育園で実施しています。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間延べ人数	計画	5,537	5,406	5,320	5,204
	実績	377	613	374	300

④ 子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業除く）

育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者との会員組織として、会員相互の育児に関する援助活動を通して、地域全体で子育て家庭を支援する事業です。ファミリーサポートセンターにつきん保育園で実施しています。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間延べ人数	計画	200	200	200	200
	実績	398	391	406	315

⑤ 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり家庭において、児童を養育することが困難となった場合等やその他の緊急の場合において、一時的に保護を行う事業です。「じゅうじの家」で実施しています。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間延べ人数	計画	100	100	100	100
	実績	29	8	17	0

⑥ 病児・病後児保育事業

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保育が困難な場合に保育所に付設された専用スペースにおいて保育を行う事業です。「ももの木こども園」で実施しています。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間延べ人数	計画	1,400	1,370	1,348	1,318
	実績	59	54	67	50

⑦ 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により、昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、育成指導と安全確保に資するため、小学校の空き教室、保育所等の施設を使用して放課後の児童の健全育成の向上を図ることを目的として実施する事業です。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
低学年	計画	233	237	243	246	248
高学年		79	82	81	80	82
合計		312	319	324	326	330
低学年	実績	215	223	255	247	259
高学年		24	33	73	47	41
合計		239	256	305	294	300

各年 5 月 1 日現在

■ 学年ごとの内訳（実績）

学年	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1 年	80	92	104	85	107
2 年	78	69	98	92	79
3 年	57	62	53	70	73
4 年	22	26	36	36	28
5 年	1	7	14	4	12
6 年	1	0	0	7	1
合計	239	256	305	294	300

各年 5 月 1 日現在

■ 町内の放課後児童クラブ

①高鍋東小学校放課後児童クラブ (ともだち児童クラブ)	②高鍋幼稚園ひまわり児童クラブ
③にっしん保育園(なかよし児童クラブ)	④明倫保育園めいりん児童クラブ
⑤なでしこ児童館放課後児童クラブ	⑥高鍋西小学校放課後児童クラブ

⑧ 利用者支援事業実施箇所数

教育・保育施設や地域の子育て支援事業・関係機関と連携して、情報の集約・提供、相談、利用支援等を行う事業です。子ども家庭支援センター「みらい」が平成 29 年度より実施しています。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所数	計画	0	0	0	0
	実績	0	0	1	1

⑨ 妊婦に対する健康診査

妊娠初期から出産までの健康管理のための健康診査です。1人につき最大14回助成しています。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間実人数	計画	2,060	2,035	1,997	1,935
	実績	2,282	2,015	2,039	1,782

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいる家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況、養育についての相談に応じ、助言その他の援助等を行う事業です。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間実人数	計画	183	180	176	170
	実績	184	181	161	144

⑪ 養育支援訪問事業

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、その保護者において、養育に関する相談、指導、助言等を行う事業です。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間実人数	計画	10	10	10	10
	実績	20	20	21	19

⑫ 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた児童について、通常の利用時間を超えて延長保育を実施する事業です。町内の保育所で実施しています。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間実人数	計画	338	331	326	319
	実績	296	322	435	422
実施箇所	計画	7	7	7	7
	実績	7	7	7	7

(3) 施策の実施状況

① 放課後児童クラブの設置

	事業量	目標事業量	実績
	(平成25年度)	(平成31年度)	(平成30年度)
放課後児童クラブの設置	5 か所	5 か所	6 か所

② 小・中学校の校庭・校舎の開放

	事業量	目標事業量	実績
	(平成25年度)	(平成31年度)	(平成30年度)
小・中学校の校庭・校舎の開放	2 か所	2 か所	2 か所

③ 地域子育て支援センター事業

	事業量	目標事業量	実績
	(平成25年度)	(平成31年度)	(平成30年度)
地域子育て支援センター事業	1 か所	1 か所	1 か所

④ 乳幼児健診等実施状況

	事業量	目標事業量	実績
	(平成25年度)	(平成31年度)	(平成30年度)
乳児健康診査受診率	3～4 か月児：100% 9～10 か月児：99.0%	3～4 か月児：100% 9～10 か月児：100%	3～4 か月児：99.3% 9～10 か月児：98.1%
1歳6か月児健康診査受診率	98.1%	100.0%	100.0%
3歳6か月児健康診査受診率	97.0%	100.0%	98.8%
6～7か月児健康相談利用率	80.6%	85.0%	85.9%
2歳児健康診査受診率	51.7%	75.0%	89.9%

⑤ 食育に関する事業実施状況

	事業量	目標事業量	実績
	(平成25年度)	(平成31年度)	(平成30年度)
保育所等での食育計画に基づく事業実施	100.0%	100.0%	100.0%
学校での食に関する指導計画に基づく事業の実施	100.0%	100.0%	100.0%
町での食育計画に基づく事業の実施	100.0%	100.0%	100.0%

⑥ 幼・保・小連絡協議会の開催

	事業量	目標事業量	実績
	(平成25年度)	(平成31年度)	(平成30年度)
幼・保・小連絡協議会	実績なし	年3回	年2回

⑦ 幼児教育環境の状況

	事業量	目標事業量	実績
	(平成25年度)	(平成31年度)	(平成30年度)
預かり保育事業	2園	2園	2園
教育相談	2園	2園	2園
障がい児の受入	2園	2園	実績なし

⑧ 家庭教育学級の状況

	事業量	目標事業量	実績
	(平成25年度)	(平成31年度)	(平成30年度)
家庭教育学級の開催	2回／月／186人	2回／月／200人	1回／月／199人

⑨ 社会教育委員会の開催状況

	事業量	目標事業量	実績
	(平成25年度)	(平成31年度)	(平成30年度)
社会教育委員会の開催	年3回	年3回	実績なし

⑩ 広報・啓発・情報提供の状況

	事業量	目標事業量	実績
	(平成25年度)	(平成31年度)	(平成30年度)
「お知らせたかなべ」による 広報・啓発	年1回掲載	年1回掲載	掲載なし
「広報たかなべ」による 広報・啓発	掲載なし	年1回掲載	掲載なし
高鍋商工会議所便りによる 広報・啓発	年4回掲載	年4回掲載	掲載なし

⑪ 交通安全教室等の実施状況

	事業量	目標事業量	実績
	(平成25年度)	(平成31年度)	(平成30年度)
交通安全教室の実施	年2回	年2回	年2回
早朝街頭指導	年間41回	年間42回	年間44回
早朝広報	年間41回	年間42回	年間44回
下校時の声かけ運動	年間8回	年間20回	年間13回

⑫ 「子ども110番」の家設置状況

	事業量	目標事業量	実績
	(平成25年度)	(平成31年度)	(平成30年度)
「子ども110番」の家設置	205 か所	250 か所	199 か所

⑬ 訪問活動の状況

	事業量	目標事業量	実績
	(平成25年度)	(平成31年度)	(平成30年度)
乳幼児家庭全戸訪問事業	実施率：99.5%	実施率100%	実施率100%
養育支援訪問事業	11 家庭	10 家庭	19 家庭

第4章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

計画の基本的な考え方については、「第6次高鍋町総合計画」の将来像である『歴史と文教の城下町 たかなべ ～対話でつながる 豊かで美しいまちづくり～』の実現に向けて、子どもとその保護者の視点に立ち、「子どもの最善の利益」の実現と未来への投資を目指し、目標を住民や関係者と共有しながら総合的かつ計画的に推進していくことを目的に策定するものです。

本計画では、子育ては、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識の下に、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、支え合いの仕組みを構築することを目指して、以下の基本理念を定めます。

子どもと親が自ら学び・育つまち たかなべ

少子化、核家族化の進行、子育て家庭や子ども自身を取り巻く環境は厳しさを増しています。本町では、自分の生まれ育った町に誇りを持ち、この町で安心して子どもを産み、子育てをしたいと思えるようなやさしいまちづくりを目指すため、子どもの声や子育て家庭の要望を反映できるよう、行政と町民が一体化した推進体制を構築することや、関係機関やボランティア団体などと密に連携した協働体制の確立に努めます。



2. 基本的な視点

本町では、基本理念の下、子育て支援施策を進める上での共通の考え方として、以下の9項目を基本的な視点として取り組むこととします。

(1) 子どもの視点

子育て支援サービス等により影響を受けることの多くは子ども自身であることから、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう子育て支援を推進します。

(2) 次代の親の育成という視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を推進します。

(3) サービス利用者の視点

核家族化や価値観の多様化に伴い、子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しており、また、家庭の生活実態や就労環境など家庭の特性を踏まえることも必要であることから、利用者の視点に立ったニーズに柔軟に対応できる取組を推進します。

(4) 社会全体による支援の視点

子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働の下に施策を推進します

(5) 仕事と生活の調和の実現の視点

社会全体で仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が推進される中、結婚から妊娠・出産、育児まで切れ目なくサービスが提供されるよう、本町、地域活動団体及び企業等を始めとする関係者が連携し、本町の実情に応じて創意工夫した子育て支援施策の展開を図ります。

（６）結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点

「子育て支援」と「働き方改革」の一層の強化に加え、「結婚・妊娠・出産・育児支援」を強く意識した取組を推進し、切れ目のない支援を提供することにより、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進します。

（７）すべての子どもと家庭への支援の視点

次世代育成支援対策をすべての子どもと家庭への支援という観点から推進することで、きめ細やかな子育て支援を実現し、子育ての孤立等の解消を図ります。

同時に、社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待、貧困などの問題に十分な対応ができるように、国・県や近隣市町村と連携し、家庭的な養護の推進、自立支援策の取組を推進します。

（８）地域における社会資源の効果的な活用の視点

本町の子育て支援施策は、保育士等の専門的知識及び技術をもつ担い手ばかりでなく、地域における様々な社会資源によって担われています。

本町においては、様々な地域活動団体、企業等、児童委員等が活動するとともに、高齢者、障がい者等に対するサービスを提供する民間事業者等もあるほか、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者や育児経験豊かな地域人材も多く、こうした様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用した子育て支援を推進します。

（９）サービスの質の視点

子どもとその保護者が、安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、ニーズにあったサービス供給量、質を確保することが重要となります。

そのため、サービスの質を向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図る取組を推進します。

3. 計画の基本目標

計画の基本理念の実現に向けて、以下の7つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

基本目標1 地域における子育て支援

子どもにとっての幸せを第一に考えて、子育てをしているすべての人が安心して子育てができ、子どもの健全な成長を地域全体で見守る体制を整備するため、様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

また、子育て家庭が必要とする情報提供や地域における子育てネットワークの形成促進など、地域資源等の活用により家庭と地域の子育て力の向上に取り組みます。

基本目標2 母親並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

親が安心して子どもを生み、育て、すべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、母子保健の取り組むべき方向を明らかにし、安心して妊娠・出産ができ、ゆとりを持って子育てができるように、家庭や地域の環境づくりを推進します。

また、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・支援を強化するとともに、思春期保健対策や母性・父性の育成を推進し、次代の親を育成する基盤の構築に取り組みます。

基本目標3 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の担い手である子どもが豊かな感性を持ち、その個性を十分に伸ばし、調和のとれた人間として成長するために、様々な支援体制を構築することは大変重要です。

家庭と学校、家庭と地域など、家庭がそれぞれの地域資源とのネットワークを持ち、子どもを生み育てることの喜びを実感できる仕組みづくりを展開していくとともに、学校や遊び、日常の暮らしを通して、子どもの無限の可能性を引き出し育む教育の充実・向上に取り組みます。

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

子どもや保護者が、安全で安心して快適な生活が送れる生活環境の整備をします。

また、子育ての実態に配慮しながら、安全で安心して外出することができる道路交通環境の整備を推進する総合的なまちづくりに取り組みます。

基本目標 5 職業生活と家庭生活との両立の推進

子育ては、男女がお互いの違いを認め合い、役割分担の意識を理解して協力し合いながら仕事と子育ての両立ができる環境をつくることが何より大切です。そのためには、子育て中の家庭の負担軽減を図り、働き方改革を推進することが必要です。本町では、県、企業、地域住民、関係団体等と連携を図りながら、広報・啓発活動を推進します。

基本目標 6 子どもの安全の確保

子どもを取り巻く環境を考えたとき、地域との関わり方は以前のように豊かではなくなり、そのことは、子どもの成長に少なからず影響しています。一方、近年の犯罪は、核家族化や都市化などの予想し得る社会現象によるものだけでなく、ネット犯罪等に代表されるように、顔の见えない悪質な犯罪が増加しています。子どもを交通事故や犯罪などの危険から守るために、関係機関等と緊密に連携した活動を推進し、子どもが不安を感じない安全なまちづくりに取り組みます。

基本目標 7 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

児童虐待の防止対策をはじめ、社会的養護を必要とする家庭やひとり親家庭等への自立支援や障がい児への支援を必要とする家庭に対して、充実した支援体制を整備し安心して生活できる地域環境づくりを推進します。

4. 計画の体系

【基本理念】

子どもと親が自ら学び・育つまち たかなべ

基本目標 1

地域における子育て支援

- ① 幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育の充実
- ② 町民による子育て支援サービスの充実
- ③ 保育サービスの充実
- ④ 子どもの健全育成
- ⑤ 子育て支援に関する行政サービスの充実
- ⑥ 子育て中の親が交流等できる場づくり

基本目標 2

母親並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

- ① 妊産婦・乳幼児に関する切れ目ない保健対策の充実
- ② 思春期保健対策の充実
- ③ 「食育」の推進
- ④ 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり
- ⑤ 小児医療の充実

基本目標 3

子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

- ① 次代を担う若い世代への支援
- ② 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- ③ 幼児教育の充実
- ④ 家庭や地域の教育力の向上
- ⑤ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

基本目標 4

子育てを支援する生活環境の整備

- ① 安全な道路環境の整備
- ② 子どもたちが安心して生活することができる環境の整備

基本目標 5

職業生活と家庭生活との両立の推進

- ① 「仕事と子育ての両立支援」の推進についての普及啓発
- ② 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

基本目標 6

子どもの安全の確保

- ① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- ② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- ③ 被害に遭った子どもの保護の推進

基本目標 7

要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

- ① 児童虐待防止対策の充実
- ② ひとり親家庭等の自立支援の推進
- ③ 障がい児施策の充実

第5章 施策の展開

基本目標 1 地域における子育て支援

(1) 幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育の充実

【現状と課題】

核家族化の進行、共働き世帯の増加、地域コミュニティの希薄化などにより、子どもや子育て世帯の環境が大きく変化しています。多様化する子育て家庭の生活実態やニーズを踏まえた教育・保育環境の整備が必要です。

【取組の方向】

子育て家庭の生活実態やニーズ、地域の実情を踏まえ、教育・保育の量の確保と質の向上を図ります。また、保育所、認定こども園等と小学校との連携により、小学校就学への円滑な移行を推進します。

【具体的施策】

施 策	内 容
①施設型保育給付等	
ア) 認定こども園	就学前の子どもに関する教育・保育や地域での子育て支援を総合的に提供する機能を備えた「認定こども園」の設置が円滑に推進されるよう支援します。
イ) 保育所	保育を必要とする子どもの受け入れを行い、日々の保育を実施します。また、事業計画に基づき、必要な入所定員の確保に努めます。
②地域型保育給付	
ア) 家庭的保育	家庭的保育者が、居宅等の様々なスペースで、家庭的な雰囲気のもと、少人数（5人以下）の保育を必要とする乳児・幼児（原則として満3歳未満）を対象に保育を実施する事業です。地域のニーズに応じて計画的に整備に努めます。
イ) 小規模保育	保育を必要とする乳児・幼児（原則として3歳未満。）を対象に、定員6人以上20人未満の比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気、保育を実施する事業です。地域のニーズに応じて計画的に整備に努めます。

施 策	内 容
②地域型保育給付	
ウ) 居宅訪問型保育	保育を必要とし、障がいや疾病等により集団保育が著しく困難と認められる乳児・幼児などを対象に、その乳児・幼児（原則として3歳未満）の居宅で1対1を基本とする保育を実施する事業です。地域のニーズに応じて計画的に整備に努めます。
エ) 事業所内保育	企業が主として従業員の仕事と子育ての両立支援策として設置する事業所内保育施設で、その従業員の子どもや地域の子どもであって、満3歳未満の保育を必要とする乳児・幼児を保育する事業です。地域のニーズに応じて計画的に整備に努めます。

(2) 町民による子育て支援サービスの充実

【現状と課題】

核家族化の進行、就労環境の変化、人間関係の希薄化等の様々な要因により、子育てに対する不安や負担感を感じながら子育てをしている家庭も少なくありません。

子どもの健やかな成長を支えていくためには、家庭環境を整備し、すべての子どもと家庭を地域全体で支えていく取組が必要であり、地域全体で子どもや子育てを見守り、支えていくことが重要な課題です。

そのためには、行政のみだけではなく、NPO、各種団体、地域の高齢者等といった町民の役割も必要であり、地域全体で子育てを支援するネットワークづくりをすることが必要です。

【取組の方向】

子どもの育成は、子どもをもつ家庭が、子育てに喜びを実感できるような社会を形成することが大切であり、すべての住民が子育てに関心を持つような地域づくりを実現するための広報・啓発の充実を図ります。

【具体的施策】

施 策	内 容
①居宅等において児童の養育を支援する事業	子どもの一時預かり、地域子育て支援センターによる育児支援事業など地域の社会資源を充分かつ効果的に活用する視点から、子育てに関係するパンフレット等の配布、ホームページへの掲載を行い、情報提供に努めます。
②子育てサークル等に対する公共施設の活用	乳幼児を持つ親を中心とした子育てサークル等の活動に対しては、近隣の親子が交流する場、子育てについての相談や情報交換を行ったりする場として、健康づくりセンター等を開放していきます。
③既存の人的資源を活用した取組の推進	従来の地域が担ってきた互いに助け合い子育てをしていく環境が変化してきていることから、従来の保育所や行政のサービスだけでは十分とはいえません。 そこで現在、女性団体の子育て支援事業として、地域婦人連絡協議会による託児ボランティア・子育て相談等が実施されています。また、NPOによる子育て支援ルームを開設し、子どもを持つ母親同士の交流や子育て相談、更には、地域の高齢者や大人の特技を生かした交流活動を行う事業も進めています。 今後も、このような地域の婦人団体、高齢者や子育て経験者、NPO、若い世代のボランティア等人材資源を活用していけるよう検討し、取組を進めていきます。

(3) 保育サービスの充実

【現状と課題】

女性の社会進出や就労形態の変化に伴い、延長保育、一時預かり保育、休日保育、病児保育等の多様な保育ニーズと在宅保育者への子育て支援も視野に入れ、誰もが必要ときに安心して利用できるようにするための柔軟な保育サービスの提供が必要となっています。

本町では、母子保健の向上、保育サービス等の充実に努めてきましたが、現状及び地域のニーズを的確に把握しながら、町民にとって利用しやすい環境づくりが必要です。

また、保護者が利用しやすくするために保育所等の保育サービス利用のための情報提供に努めるとともに、安心して子どもを預けられるよう専門関係職員の質の確保が望まれています。

【取組の方向】

保育ニーズの多様化に対応するためには、町民のニーズを踏まえ、保育サービスの利用状況を把握しながら、一層の保育サービスの充実に図っていくことが必要です。

このため、保育所、認定こども園等は、保育サービス、預かり保育等を推進、効率的な実施体制を確保し、幅広いニーズに対応したサービスの質の確保及び提供を行います。また、地域の子育て中の親に対する育児相談の充実に図ります。

【具体的施策】

施 策	内 容
①必要なときに利用できる保育所・認定こども園の多様な保育サービスの推進	就労形態の多様化に伴う保育サービスの対応として、延長保育や認定こども園が実施している預かり保育等の各種事業の充実に図ります。また、在宅育児（専業主婦家庭）を含むすべての子育て家庭を支援するとともに、様々な理由により一時的に子どもを預けたいというニーズに対応するため、一時保育促進事業やファミリーサポートセンター等の支援の充実に図ります。
②保育士・幼稚園教諭等の質の確保	保育技術を高める研修会はもとより、地域の子育て相談にも対応できるような職員のための研修会や講演会を幅広い内容で実施し、保育・教育の質の向上を目指します。
③保育サービス等情報提供の推進	保護者が必要な子育て支援サービス等を利用しやすいように、子育て支援に関する情報を集約したパンフレットやマップを作成・配布し、情報の提供に努めます。
④保育所の施設設備等、環境整備の推進	保育所の施設状況については、現在年次的に改修し保育環境の改善に努めているところですが、今後も計画的に改修を進めていきます。
⑤外国につながる幼児への支援・配慮	外国人の親を持つ幼児や帰国子女など、外国につながる幼児が教育・保育を利用する場合には、関係各課や施設と連携、調整し、適切な教育・保育を提供できるように努めます。

(4) 子どもの健全育成

【現状と課題】

共働き家庭の増加等、保護者の就労により昼間保護者が家庭にいない小学校児童の健全な育成を図る放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）のニーズが年々増大し、多様化してきています

利用者数の増加、今後のニーズも踏まえ、子どもの放課後等における活動機会の提供の場が必要です。

【取組の方向】

放課後や週末等に自主的に参加し、自由に遊び、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりを推進します。

特に、児童の健全育成の拠点施設の1つである児童館については、子育て家庭が気軽に利用できる自由な交流の場として親子ふれあいの機会を提供するとともに、中高生の活動拠点としての受け入れと活動の展開を図ります。

【具体的施策】

施 策	内 容
①放課後児童クラブの充実	保護者の就労等により、放課後児童クラブのニーズが年々高まり、利用者も増加しています。ニーズ調査結果も踏まえ、学校等と連携をとりながら、放課後児童クラブの設置場所や運営方法について検討を行います。
②児童館・学校・公民館・等の活用	児童館における児童健全育成、相談援助活動等や、学校と連携しながら放課後、週末、長期休業日等に地域における社会資源を活用した子どもたちの活動の場の提供を推進します。

【放課後児童クラブの設置】

	実績 (平成30年度)	目標事業量 (令和6年度)
放課後児童クラブの設置	6 か所	7 か所

(5) 子育て支援に関する行政サービスの充実

【現状と課題】

本町では、広報やパンフレット、ホームページ等により子育て支援に関する情報の提供を行っています。

今後も育児に関連する行政機関全体の支援体制づくりが必要であり、こうした関連機関等の施策に関する広報啓発活動も重要です。

また、保育サービス等に関する苦情等については、第三者機関等による公正な視点での判断に基づく対応が必要です。こうしたサービスの評価により、保育サービスの見直しや利用者に対してわかりやすい情報を提供する必要があります。

【取組の方向】

現在、専門誌やテレビ番組、ホームページなどにより、育児情報等は幅広く提供されていますが、地域での実際に役立つ情報の提供や、個人のニーズにあった対応が求められています。子育て支援策は広域な分野にわたり、現在の情報提供に加えて、町民ニーズに合った子育て支援事業の展開に努めます。

また、公正なサービスの評価を行いながら、利用者にとってわかりやすい情報の提供を、関係機関と一体となって推進していきます。

【具体的施策】

施 策	内 容
①子育て支援に関する行政と関係機関との連携	関係課・関係機関の相互の連携のもとに、サービスの実施状況を把握・点検し、各種施策を総合的・計画的に推進します。 また、様々なサービス向上に向けた情報交換ができるよう、関係機関との連携がとれる体制づくりを検討します。 さらに、本町ホームページ等において、子ども・子育てに関する情報の充実に努めます。
②経済的支援	経済的支援事業として、児童手当や子ども医療費助成、ひとり親家庭医療費助成を実施しています。 今後も、各種事業を活用しながら、経済的支援の推進を図ります。

(6) 子育て中の親が交流等できる場づくり

【現状と課題】

核家族化の進行や家庭環境の変化等を背景として、子育てに伴う不安や悩み、孤立感の解消のため、子育て中の親や子どもが相談、交流できる場の提供が必要です。

【取組の方向】

子育て中の親や子どもが気軽につどい、交流できるような場所を地域で作っていくことは、子育てに伴う親の不安・負担を軽減し、子どもの健やかな成長を図る上で必要です。

本町では、こうした不安や負担感を軽減できるつどいの場や交流できる場の提供を推進します。

【具体的施策】

施 策	内 容
①地域子育て支援センター事業による交流の場づくり	子育てに不安や悩みを抱える親が気軽につどい、子ども同士を遊ばせながら、親同士も安心した雰囲気の中で相談や意見交換できる「地域子育て支援センター事業」の充実に努めます。
②育児サークル等の活動の取組	育児について気軽に相談できる相手や仲間づくりができるよう、世代間交流や育児サークル等の紹介・支援を充実させます。
③交流の場の提供	子育て中の親子が気軽に交流できる場の提供に努めます。

基本目標 2 母親並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

(1) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目ない保健対策の充実

【現状と課題】

次世代の育成を支援するにあたっては、保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図りつつ、子どもや母親の健康を確保する事は重要な課題です。

本町においては、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図ってきました。

乳幼児健康診査においては、言語発達の遅れや「落ち着きがない」「他への関心がない」等気になる行動が見られる乳幼児が増えており、心理士による個別相談を開催しています。

しかし、乳幼児の発達障がいの診断や療育に関する専門機関、専門職員が不足している現状があり、今後も健康診査後のフォローを充実させ、支援体制を整えていく必要があります。

【取組の方向】

妊娠期から基本的な生活習慣を身に付け、健康な身体をつくり、安全な出産につながるよう支援します。また、子育て期における育児不安解消・虐待予防等の視点から乳幼児健康診査や育児相談等を充実させ、安心して子育てできる切れ目のない支援体制を整えていきます。

そのためにも、保健・医療・福祉及び教育分野の連携を強化し、地域の医師、歯科医師、助産師、保育士等の専門職や地域ボランティア等の協力を得て、母子保健施策を進めていきます。

【具体的施策】

施 策	内 容
①妊産婦に対する支援体制の充実	安心して妊娠・育児期を過ごせるよう、また安定した親子関係が築けるよう、母子健康手帳交付時に保健師が個別に対応し、必要な方には妊娠期より専門職が個別に支援していきます。また、妊婦健康診査費の助成により、母体及び胎児の健康管理を図り、妊婦の経済的負担を軽減します。 さらに、母親（両親）学級を通じて、父親の育児参加を促す取組を継続していきます。
②母子保健推進員活動の推進	専門職による母子保健推進員活動を継続し、妊産婦が地域の中で見守られながら安心して出産・子育てできるよう支援していきます。 また、乳児家庭全戸訪問事業を実施することで、子育て支援情報の提供を行うとともに、養育困難家庭の早期把握に努めます。

施 策	内 容
③健康診査や健康相談・教室等を活用した親と子の健康支援の充実	疾病・障がいの早期発見・早期治療（療育）とともに、育児不安解消や虐待予防等、親への育児支援の充実を図っていきます。 また、授乳（母乳又は育児用ミルク）支援や発達段階に応じた食事形態及び内容・生活習慣・虫歯予防・事故防止等の学習の場としても活用します。 さらに、健康診査や健康相談後のフォローや健診未受診ケースへの対応を充実させ、継続的フォローが必要なケースへの支援体制を整えていきます。
④経済的支援	乳幼児における疾病等の治療を容易にし、乳幼児の福祉の向上と健全な発育の促進を図るとともに、保護者の経済的負担を軽減するための支援を推進していきます。
⑤子育て・親育ちのための学習機会の提供	少子化や核家族化で、小さい子どもに接する機会が少ない状況のまま親になり、育児をしている状況があります。 そこで、子どもの健全な発育・発達のため、また育児に関わる親自身が子育てをしながら成長していけるように、学習の機会を提供します。 また、子どもに身近な保育所や認定こども園等が学習の場となるよう働きかけていきます。

【目標値の設定】

	実績 (平成30年度)	目標事業量 (令和6年度)
乳児健康診査受診率	3～4 か月児：99.3% 9～10 か月児：98.1%	3～4 か月児：100% 9～10 か月児：100%
1歳6か月児健康診査受診率	100%	100%
3歳6か月児健康診査受診率	98.8%	100%
6～7か月児健康相談利用率	85.9%	90%
2歳児健康診査受診率	89.9%	90%

(2) 思春期保健対策の充実

【現状と課題】

近年思春期における性行動の低年齢化、人口妊娠中絶や性感染症の増加、薬物乱用、喫煙、飲酒等が全国的に問題となっており、併せて心身症、不登校、引きこもり、思春期痩せ症をはじめとした思春期特有の心の問題も深刻化してきています。

思春期における保健対策について、学校保健、地域保健が連携し、思春期問題に取り組んでいく必要があります。

【取組の方向】

いのちの尊さや、性の大切さを家庭や学校でも伝えられるよう、保護者や学校関係者に対する学習の機会を設けます。また思春期の子どもたちが、氾濫する性の情報の中から正確な情報を得て、自分で判断し、行動できるよう支援していきます。

【具体的施策】

施 策	内 容
①啓発の推進	保護者に対し家庭での性教育や、いのちの教育の必要性を啓発します。
②性教育授業の実施	学校、行政で協力し合い性教育授業を実施します。
③健康づくりの推進	小学校低学年からアルコール・タバコ・薬物等に関する学習機会を設け、家庭、学校、地域が一体となって、子どもたちの健康づくりを支援します。

(3)「食育」の推進

【現状と課題】

ライフスタイルの多様化等に伴い、食生活は大きく変化し、バランスの崩れた食事による生活習慣病の増加が問題となっています。また食の問題による心身への影響が懸念され、食文化の継承も危ぶまれている状況です。農薬・食品添加物など食品の安全性についての問題も生じています。

「食」についてあらためて一人ひとりが見直し、食物への感謝や理解を深め、家庭、学校、地域等で食育の推進に取り組んでいくことが課題となっており、平成26年度から8か年計画で「第2期高鍋町食育推進計画」を策定しました。

【取組の方向】

「第2期高鍋町食育推進計画」に基づき、『食を大切にする』『食と健康に関心を持つ』『食の安全・安心の確保』を目標に、家庭、保育所や学校等、地域において食育を推進します。また、一人ひとりが、つくる、食べる、再利用するといった食育サイクルに取り組めるよう支援します。

【具体的施策】

施 策	内 容
①ライフステージに応じた食に関する学習機会の充実	食生活の変化に伴って、生活習慣病の低年齢化が懸念される中、健康診査や健康相談等を通じて、妊娠期や乳幼児期、成人期のライフステージに応じた食生活ができるよう支援します。 また、食物を通じて生命の尊さを学習する機会を持ち、食事を通じて家族団らんのできるような活動を推進します。
②各分野との連携強化	‘健康’‘農業’‘環境’‘教育’‘商工’各分野の連携を強化し、保育所や学校等の食に関する実施計画に基づき食育を推進していきます。

【目標値の設定】

	実績 (平成30年度)	目標事業量 (令和6年度)
保育所等での食育計画に基づく事業実施	100.0%	100.0%
学校での食に関する指導計画に基づく事業の実施	100.0%	100.0%
町での食育計画に基づく事業の実施	100.0%	100.0%

(4) 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり

【現状と課題】

国や地方公共団体による子育て支援策の充実に加え、地域・学校・企業等のネットワークを作ることにより、地域全体で親子を見守り支える環境づくりが必要となっています。

【取組の方向】

福祉、母子保健関係者は、日常の活動を通じて、関係機関の連携と地域ネットワークの構築・支援のための取組を推進します。

(5) 小児医療の充実

【現状と課題】

安心して子どもを生み、健やかに育てるために小児科保健医療の充実は重要です。

特に、小児科緊急医療体制については最も住民の関心の高いところですが、本町では小児科を標榜している医療機関が5 か所（うち内科・小児科2 か所を含む）あり、平日の診療体制には問題ありませんが、夜間・休日に対応できる小児科緊急医療機関がない状況です。

【取組の方向】

かかりつけ医を持つことの大切さ、適正な受診の仕方について啓発し、医療機関をはじめとする関係機関と連携しながら、安心して子育てできる支援体制を整えていきます。

【具体的施策】

施 策	内 容
①適正な受診や事故防止の周知・啓発	健全な緊急体制維持のために、適正な受診や事故防止に関して、健康診査等を通じて周知、啓発していきます。
②小児救急医療電話相談等の周知	乳児全戸訪問事業を通じて、小児緊急医療電話相談等の周知を行い、必要な時に利用できるようPRしていきます。
③予防接種の推進	身近なかかりつけ医での予防接種を推進するとともに、圏域内での個別予防接種ができない場合は、広域的な予防接種が受けられるよう体制を継続します。また、あらゆる機会に予防接種の勧奨を行うなど、接種率の向上に努めます。

基本目標３ 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

（１）次代を担う若い世代への支援

【現状と課題】

少子化、核家族化の影響で、少人数家族の中で育った世代が家庭を築き、乳幼児とふれあう機会がないまま、親になるという傾向にあります。

児童生徒の社会性や豊かな人間性を育むため、中学生・高校生等が、子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるよう、保育所・幼稚園を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げる等の取組が必要です。

【取組の方向】

多くの人々との交流の中で、相手を思いやる心の育成が必要です。

本町では、子ども同士の交流の場として、地区単位の子ども会活動がありますが、加入・活動参加の主体が小学生であり、中学生・高校生の活動への加入、参加が少ない傾向にあります。

子ども会は、異年齢の子どもとの交流の中で自分の立場等を考え、行動する力を育てることを目的としており、中学生・高校生の子ども会への加入・活動参加を促進できるように助言を行っていきます。

また、高齢者との交流の場として世代間交流教室等を実施し、交流の中から他人への気遣いや弱者に対する接し方を学べる場の提供を推進します。

【具体的施策】

施 策	内 容
①保育所・認定こども園等との交流の推進	学校教育において、児童生徒が保育所・認定こども園等で乳幼児とふれあう機会を通し、いのちの大切さを実感できるような取組を推進します。
②子育てイベント等の充実	子育てイベント等の各種事業において、中学生・高校生等が異年齢の子どもと接する機会を積極的に設け、親になるための準備となるよう働きかけます。
③世代間交流の実施	児童生徒が、高齢者との世代間交流等を実施し、他者への気遣いや接し方を学べるよう働きかけます。

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

【現状と課題】

次代を担う子どもたちがたくましく心豊かに成長することは、将来を豊かにするための基本であると考えます。

そのために、豊かな心をもち、たくましく生きる人間の育成、また、個性を生かし、自ら学び考える力等「生きる力」を育成することが求められています。

それと同時に、変化の激しいこれからの社会においては生涯を通じていつでも自由に学習機会を選択し、楽しく学び続けることが重要と考えます。

さらに、地域の人々の身近な教育施設である学校を開放し、子どもたちや地域住民に多様な学習機会を提供するなどの開かれた学校づくりが必要です。

【取組の方向】

「生きる力」を身につけるため、日常の授業や放課後等の余剰時間を通し、校舎・校庭の有効活用、地域の人材登用を図るなど弾力的な学校運営ができる体制づくりを推進します。

【具体的施策】

施 策	内 容
①確かな学力の向上	基礎的・基本的な知識と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度などの確かな学力のための、教育内容・方法の一層の充実を図ります。また、子ども、学校及び地域の実態を踏まえて創意工夫し、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実に努めます。
②感動を伴う体験を重視し、心の豊かさを育む教育の充実	豊かな心をはぐくむため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子どもの心に響く道德教育の充実を図るとともに、教科等の枠を越え、横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して他者と協同して取り組む学習活動を推進します。また、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進します。
③健康・安全で活力ある生活を送るための基礎の育成	子どもが生涯にわたって運動に親しむことができるよう基礎的な身体能力や知識を身につけることや生涯を通じて自らの健康を適切に管理し改善していく資質や能力を育成するために、指導方法の工夫及び改善を進めます。
④開かれた学校づくりの推進	保護者や地域住民等の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して児童生徒の健やかな成長を図るため、より一層地域に開かれた学校づくりを推進します。また、児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、各学校が、家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、地域全体で子どもの安全を見守る環境の整備を支援します。

(3) 幼児教育の充実

【現状と課題】

本町では、現在認定こども園が3園整備されています。

幼児教育の充実を目指すうえで、認定こども園と保育所、学校との連携は不可欠であり、両者が役割を十分に果たすことができるよう、連絡・調整を行い、連携を進める必要があります。

【取組の方向】

小学校以降における生活や学習の基礎となる基本的な生活習慣や社会性を身に付けさせる就学前教育を推進します。また、教育・保育に関して専門性を有する幼児教育アドバイザーの設置を検討します。

【具体的施策】

施 策	内 容
①認定こども園・保育所・小学校との連携	義務教育に臨む基礎作り、幼児教育充実のために認定こども園・保育所・小学校間の連絡を密にし、連携を推進します。
②幼児教育環境の整備	保護者の多様なニーズに対応した認定こども園の預かり保育や教育相談等各種事業の充実を図るとともに、豊かな情操教育・創造力・社会性が身に付く幼児教育の充実に努めます。

【幼・保・小連絡協議会の開催】

	実績 (平成30年度)	目標事業量 (令和6年度)
幼・保・小連絡協議会の開催	年2回	年3回

（４）家庭や地域の教育力の向上

【現状と課題】

家庭教育学級は、保育所、認定こども園、小中学校で開催しています。

子育てに対する不安は、子どもの成長過程で異なることから、講師の選定が重要となっています。また、家庭教育学級への参加は、母親が主体で、父親の参加が少ない状況にあります。今後は、父親の参加を図るための工夫が必要です。

【取組の方向】

本町では、子育てにかかわる親の資質向上等に努め、家庭における教育のあり方についての認識や社会の状況にあった教育機能を確立し、親としての子育て意識の向上を図ります。

また、学校・家庭・地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協力し、地域社会全体で子どもを育てる観点から、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体の教育力の向上を目指します。

【具体的施策】

施 策	内 容
①家庭教育への支援の充実	家庭教育は、親と子のふれあいを通じて、子どもの心身の発達に即して、ものの感じ方や考え方の基本を育成する場であり、支援事業を通じて親の意識改革を図り社会への参加を促進します。
②各種教育相談の充実・連携	本町における教育相談員との情報交換を実施、連携することで相談体制の充実を図ります。
③地域の教育力の向上	子どもが、自分で課題を見つけ、自ら学び主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力や、他人を思いやる心や感動する心等の豊かな人間性、健康に体力を備えたくましく生きるための力を、学校、家庭及び地域が相互に連携しつつ社会全体ではぐくんでいけるように努めます。 また、共働き家庭等の小学生の遊び・生活の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成する観点から、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブ及び一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の取組を検討します。

【目標値の設定】

	実績 (平成30年度)	目標事業量 (令和6年度)
家庭教育学級の開催	1回／月／199人	1回／月／200人

(5) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

【現状と課題】

テレビ、インターネット等のメディア上の性や暴力等の有害情報やインターネット上のいじめについては、子どもに対する悪影響が懸念されます。

子どもたちが有害情報等に巻き込まれないよう、地域、学校及び家庭における情報モラル教育が必要です。

【取組の方向】

関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして対策を図ります。

また、子どもたちが有害情報等に巻き込まれないよう、地域、学校及び家庭における情報モラル教育を推進します

基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 安全な道路環境の整備

【現状と課題】

子育てをしていく中で、子どもを連れて出かけやすい道路環境や場所を整備するだけでなく、子どもの安全を確保することは最重要課題と言えます。

また、通学路等における防犯用の街灯の整備や交通弱者への配慮も必要不可欠となっています。

こうしたことから、道路環境の整備を進めるとともに、地域での挨拶などの声かけ運動等、子どもの安全を守るための環境整備や運動が求められています。

【取組の方向】

安全な道路環境づくりのため、歩道の段差解消や路側帯の整備を進めます。また、歩道の設置されている箇所への点字ブロックの設置を検討していきます。なお、防犯灯の整備についても進めていきます。

【具体的施策】

施 策	内 容
①道路を含む公共施設等のバリアフリー化	妊産婦、乳幼児連れの者等すべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差の解消等のバリアフリー化を推進します。あわせて、妊産婦への配慮、ベビーカーの安全な使用や使用者への配慮等への理解を深める「心のバリアフリー」のための取組等を行うことにより、ハード・ソフトの両面からバリアフリー化に努めます。

(2) 子どもたちが安心して生活することができる環境の整備

【現状と課題】

町内において、子育て家庭に適した、安心して遊べる公園や遊び場、バリアフリー設備の整備が求められています。

【取組の方向】

子育て家庭に配慮した安心して生活できる環境の整備の施策を推進します。

【具体的施策】

施 策	内 容
①安心して子どもが遊べる公園の整備	開放的な見通しのよい公園の設置により、安心して子どもが遊べる公園設置に努めます。
②子ども連れにやさしいトイレ等の整備	公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置など子ども連れでも安心して利用できるトイレ等の整備を推進します。
③子育て世帯への情報提供	バリアフリー施設の整備状況等、子育て世帯へのバリアフリー情報の提供に努めます。
④安全・安心まちづくりの推進	子どもが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、道路、公園等の公共施設の構造、設備、配置等について、犯罪等の防止に配慮した環境設計を行います。

基本目標 5 職業生活と家庭生活との両立の推進

(1) 「仕事の子育ての両立支援」の推進についての普及啓発

【現状と課題】

子育ては母親任せという状況が多く聞かれる中、女性が感じている様々な負担をできる限り軽減するため、男女が子育てに協働して参加するとともに、子育てを社会全体で支える機運づくりが大切です。

仕事中心の生活を送りがちな父親が多い中で、父親が子育てに参画するきっかけになるよう、子育ての大切さや育児参加の意識を持てるよう普及啓発を進めることが必要です。

【取組の方向】

子育ては男女が協働して行うべきものとの視点に立ち、すべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、「働き方の見直し」を進めていくことが必要です。

労働者、事業主及び地域住民等の意識改革を図るため、労働時間の短縮や男性の育児休暇取得の推進など関係法制度についての広報・啓発・情報提供を積極的に推進します。

また、子育てに喜びを感じる機会が多くなるよう、イベント等を検討し、男性の積極的な参加を促進します。

【具体的施策】

施 策	内 容
①労働者・事業主・地域住民等の意識改革を図るための広報・啓発・情報提供	仕事と子育て両立支援のための各種サービスの広報など、情報提供を行います。 仕事と子育て両立を図るための多様な働き方の支援と男性を含めた働き方の見直しのために、広報・啓発を行います。 事業所内における子育て環境の充実を図るため、保育施設の設置等、企業等への働きかけを行います。
②気軽に父親が参加できる子育てイベントの実施	子育ての大切さや育児参加の意識を高めるため、仕事中心の生活を送りがちな父親が「子育ては楽しい」と感じ、子育てに一層参画するきっかけとなるよう親子参加型のイベントの実施を行います。

【目標値の設定】

	実績 (平成30年度)	目標事業量 (令和6年度)
「お知らせ・広報たかなべ」による広報・啓発	掲載なし	年3回掲載

(2) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

【現状と課題】

将来に希望が持てる社会を目指し、結婚から子育てまでの切れ目のない推進が必要であり、推進にあたっては本町の実情に応じたニーズに対応するライフステージの各段階に応じたきめ細かい支援が必要です。

【取組の方向】

結婚から子育てまでの切れ目ない支援を、関係機関等と連携しながら推進します。

【具体的施策】

施 策	内 容
①結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を行うための仕組みの構築	将来に希望の持てる社会を目指し、結婚から子育てまでの切れ目ない支援を行うため、結婚・子育て団体の関係者のネットワーク構築を宮崎県等と連携して取り組みます。
②結婚に向けた情報提供等	結婚を希望する者のために社会全体で応援する気運づくりや独身者の出会いのきっかけづくりを図るため、出会いの場を創出する環境づくりを宮崎県と連携して取り組みます。
③妊娠・出産に関する情報提供	妊娠・出産に関する正しい知識を広く情報提供するとともに、学生や企業の従業員への啓発を宮崎県と連携して取り組みます。
④結婚・妊娠・出産・育児をしやすい地域づくりに向けた環境整備	妊娠から子育てに関して、正しい知識の提供を広く行うことにより、地域全体で子育てを展開する地域づくりを推進します。

基本目標 6 子どもの安全の確保

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

【現状と課題】

本町で行っている交通安全に関するハード事業には、カーブミラー、ガードレール、区画線の設置等があります。その対策については、町民すべてに及ぶ交通安全として推進しているところですが、「子どもの交通安全の確保」のためには特に配慮・対策を講じています。

また、各交通安全運動期間中に交通安全指導員による通学路における街頭指導を実施し、同時に広報車により通学児童・生徒をはじめ住民に交通安全を呼びかけています。

このように、子ども等の安全の確保においては、継続的な地道な地域活動が重要であり必要です。

【取組の方向】

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、認定こども園、学校、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策、地域での見守り活動を推進します。

【具体的施策】

施 策	内 容
①交通安全・交通安全教育の推進	交通安全の推進を図るとともに、交通ルールと交通マナーの実践を習慣づけるため、保育所・認定こども園等・小中学校を対象に、各年齢段階に応じた交通安全教育の推進を図ります。
②チャイルドシートの正しい使用の徹底	チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について普及啓発活動を積極的に推進します。
③自転車の安全利用の推進	児童・幼児の自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用を推進します。

【目標値の設定】

	実績 (平成30年度)	目標事業量 (令和6年度)
交通安全教室の実施	年2回	年2回
早朝街頭指導	年間44回	年間44回
早朝広報	年間44回	年間44回
下校時の声かけ運動	年間13回	年間20回

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

【現状と課題】

子どもを犯罪等の被害から守るため、毎年各地区からの要望により計画的に防犯灯の設置を行っています。また、登下校時には、地域住民による見守りが行われていますが、声掛け事案などの発生が後を絶たない状況にあります。

「自分の身は、自分で守る」ことが求められる現代社会において、「弱者」である子どもたちに、「自分の身を守る」ための知識や術を適切に身に付けさせる必要と、より一層の地域による見守り体制の充実を図る必要があります。

【取組の方向】

防犯意識の普及・啓発の充実に努めるとともに、町民一人ひとりの防犯に対する意識の高揚を図ります。

また、子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体と連携し、情報交換を行います。

【具体的施策】

施 策	内 容
①「子ども110番おたすけハウス」等の緊急避難場所の設置促進	生命に危害を及ぼす犯罪・事故・災害の被害を未然に防止するため、町内に「子ども110番おたすけハウス」を緊急避難場所として設置し、より一層の安全環境維持に努め、地域ぐるみの防犯活動を推進します。
②防犯対策の推進	町の防犯協会では、毎年、「防犯掲示板」の設置を行っており、設置地区ではこれらを防犯の広報等に活用しています。 また、防犯灯についても、多くの要望がありますが、すべてに対応できていない現状があります。 今後さらに複雑多様化する犯罪の未然防止対策として、警察・消防、防犯協会と連絡を取りながらメールで情報を提供できる「SOSネットワーク」の活用推進を図っていきます。

【目標値の設定】

	実績 (平成30年度)	目標事業量 (令和6年度)
「子ども110番」の家設置	199か所	250か所

(3) 被害に遭った子どもの保護の推進

【現状と課題】

人格形成の途上にある子どもが犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた場合、その後の健やかな育成に多大な影響を与えます。被害を受けた子どもの心のケアに当たっては、その悩みや不安を受け止めて相談に当たることや、子どもが置かれている環境に関する問題を解決すること、関係機関が連携して必要な支援をしていくことが大切です。

【取組の方向】

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施します。

【具体的施策】

施 策	内 容
①関係機関・団体との連携	要保護児童対策地域協議会、警察などの関係機関、団体と連携し支援が必要な子どもの見守り、相談支援を行います。
②子どもに対するカウンセリング	福祉、教育、保健関係機関や警察などと連携し、子どもに対するカウンセリングを行います。
③保護者等に対する助言	警察などの関係機関と連携し、被害に遭った子どもの保護者や事件に関わった世帯等に対する助言を行います。

基本目標 7 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

【現状と課題】

マスコミ報道や新聞、テレビ等で周知のとおり、児童相談所における児童虐待相談件数は全国的に急増しており、深刻な社会問題となっています。

児童虐待は子どもの心身の成長だけでなく、人格形成そのものに重大な影響を与えるものであり、迅速かつ適切な対応が求められます。しかし、児童虐待の背景の要因は親や家族の要因、子どもの要因、社会的要因が複合的に関連しあって引き起こされるケースが多く、その解決にはより一層の関係機関との連携が必要となります。

本町では、保育士等・主任児童委員・民生委員・保健師、子ども家庭支援員等が、育児不安やストレスを抱える親を把握し、子どもへの虐待を早期に発見し、その予防に努めます。

【取組の方向】

虐待の背景は多岐にわたっているところであり、すべての子どもの健全な心身の成長を図るため、発生予防、早期発見、早期対応に努めるとともに、社会的自立を促していくため、保護・支援・アフターケアに至るまでの連携のとれた総合的な支援に取り組めます。

【具体的施策】

施 策	内 容
①要保護児童対策地域協議会の機能強化	町及び児童相談所、保健所、福祉事務所、警察等の関係機関が必要時迅速に対応できるよう、普段から情報交換を行える体制の強化を図ります。
②訪問活動の充実	母子保健推進員や保健師を中心とした乳児家庭全戸訪問事業を実施し、全ての子育て家庭へ子育て支援情報の提供を行うとともに、養育困難家庭の早期把握に努めます。 さらに、養育支援訪問事業により、養育困難家庭に対しては、保健師や助産師が専門的育児支援を行います。妊娠早期から保健師が個別に関わることで、養育困難が疑われる家庭にも早期に対応し、関係機関と連携しながら支援してきます。 また、子ども家庭支援センターの支援員が気になる家庭へ訪問し、支援を行います。
③相談活動の充実	さまざまな悩みや相談に応じられるよう、職員の研修の機会を増やし、より専門的な知識を深めるとともに、関係機関との連携等に努め、幅広い相談に対応できる体制を整備します。

【目標値の設定】

	実績 (平成30年度)	目標事業量 (令和6年度)
乳幼児家庭全戸訪問事業	100%	100%
養育支援訪問事業	19家庭	20家庭

(2) ひとり親家庭等自立支援の推進

【現状と課題】

本町の離婚件数は、年間40件前後で推移しており、ひとり親家庭等をめぐる諸状況は様々に変化していきます。このような状況に対応して、ひとり親家庭等の自立を促進するため、子育て・生活支援、就労支援、養育費の確保、経済的支援などの総合的なひとり親家庭等対策の推進が必要になってきています。

また、父子家庭も増加していますが、仕事と慣れない家事や育児の両立が難しく、そのうえ周囲との連携がうまくいかず孤立するケースがあることから、生活支援等関係機関と連携しながら支えていくことが、母子家庭同様、検討課題となっています。

【取組の方向】

ひとり親家庭等の子どもの健全な育成を図るため、自立と就労の支援に主眼を置き、子育てや生活支援、就労支援及び経済的支援について、総合的な対策の実施を図ります。

【具体的施策】

施 策	内 容
①自立に向けた相談活動	ひとり親家庭の自立に必要な情報の提供、相談指導を充実させるために、宮崎県こども家庭課・児湯福祉事務所及び宮崎県母子寡婦福祉連合会との連携を密にし、ひとり親家庭等の対策を推進していきます。
②経済的支援	児童扶養手当の支給、ひとり親家庭医療費の助成、その他、生活費、養育費、教育費等経済上の諸問題や借金等による経済的困窮に対する相談及び支援を推進していきます。

(3) 障がい児施策の充実

【現状と課題】

本町の障がい児（者）施策については、高鍋町障がい者計画に基づき障がい者や高齢者を含むすべての町民が、一人の人間として尊重され、社会の構成員として地域の中で、誰もが共に生活を送れるという「共生」の社会づくりをめざすために、「共に支え、共に生き、自分らしく自立して暮らせるまちたかなべ」を基本理念に次世代に対する施策の推進を図っています。

しかし、本町の現状としては、発達障がいを含む特性をもった幼児・児童が増加している一方、発達障がい児をフォローする体制が充分とはいえず、検討課題となっています。

【取組の方向】

障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診査等を推進します。

また、障がい児の健全な発育・発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう各種サービス事業をはじめ、保育所・認定こども園や放課後児童クラブにおける障がい児の受入れをさらに推進し、各種の子育て支援事業所や障害児通所支援事業所との連携を図り、すべての障がいをもった子どもへの支援を強化します。

さらに、地域で暮らす障がい児が地域の中でひとりの個人として尊重され、もてる力を十分に発揮し、自分らしく暮らし、学び、生活を楽しんでいくことができる環境の実現を目指します。

【具体的施策】

施 策	内 容
①学校等による福祉教育の充実	障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒が直接触れ合うことは、お互いに理解を深めるために有効です。 本町では、「ボランティアセミナー」等の事業に積極的に取り組み、ふれあいの機会を増す等施設等での交流学习の促進に努めます。 また、さらにボランティア精神を育て、ボランティア活動の実践に資するような福祉教育を充実させ、ふれあいや交流の場を積極的に提供するように努めます。

施 策	内 容
②障がい児に対する理解の促進	障がい児が社会の中でのびのびと生活できるよう、また、将来自立した生活が送れるよう、地域住民をはじめ、保育所、認定こども園、各種学校の保育士や教師ならびに生徒等への障がい児に対する理解の広報活動や啓発に努めます。 また、障がい児保育や特別支援学級の生徒を含めた子ども達が地域の行事へ参加できるよう、周囲への協力・理解に向けた啓発に努め、地域活動の場の提供を促進し、一層の交流促進に努めます。
③障がい児育成・保育等の充実	障がい児の育成については、障がいを早期に発見し、早期に療育を行い、児童が将来社会的に自立した生活ができるような支援が必要です。 障がいのある児童とない児童が分け隔てなく交流する教育環境を整備することは、障がい児に対する教育だけでなく、教育を受ける子どもたち全員にとって、福祉教育としての観点からとても重要なことです。 本町では、保育所や認定こども園等へ障がい児が通うことができるよう、環境整備等、障がい児保育の充実に努めます。 また、情報提供の充実や、保護者等からのさまざまな疑問に応えるため、基幹相談支援センター、健康づくりセンターや産婦人科病院などの医療機関、保育所、認定こども園、小中学校、高校や支援学校といった関係機関と情報の収集や協力・連携しながら、産まれる前～乳幼児期～学校卒業後にわたる一貫した相談支援体制の充実に努めます。早期発見・早期療育を目的に臨床心理士による巡回相談を実施します。
④障がい児及び家族への支援	障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるように、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組を推進します。 また、保護者に対する育児相談を推進すること等家族への支援も併せて行います。
⑤障がい児に対する教育的支援の充実	発達障がいを含む障がいのある児童生徒については、障がいの状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加をするために必要な力を培うため、教員の資質向上を図りつつ、一人ひとりのニーズに応じた適切な教育的支援を図ります。

第6章 教育・保育給付及び地域子ども子育て支援事業の提供体制

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

国から示された教育・保育提供区域の考え方、及び本町における教育・保育提供区域の設定は、以下の通りです。

(1) 教育・保育提供区域の考え方

- ①地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものである。
- ②地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。
- ③地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。

(2) 教育・保育提供区域を設定するに当たっての留意事項

ポイント① 事業量の調整単位として適切か	ポイント② 事業の利用実態を反映しているか
●児童数や施設数は適切な規模か ●区域ごとに事業量の見込みが算出可能か ●区域ごとに確保策を打ち出せるか	●居宅より容易に移動することが可能か ●区域内で事業の確保が可能か ●現在の事業の考え方と合っているか

(3) 教育・保育提供区域について

本町では、町内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

2. 教育・保育の量の見込みと確保方策

教育・保育の量の見込みについて、アンケート調査結果や、平成27年度から31年度までの5年間の実績等を踏まえ、令和2年度から令和6年度までの教育・保育の量の見込み及び確保方策を次のとおり設定します。

① 1号認定（3～5歳）・・・幼稚園及び認定こども園の利用

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人）	104	101	94	94	96
②確保方策（人）	105	105	105	105	105
②－①	-1	-4	-11	-11	-9

② 2号認定（3～5歳）・・・保育所・認定こども園の利用

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人）	389	379	356	353	358
②確保方策（人）	410	410	410	410	410
②－①	-21	-31	-54	-57	-52

③ 3号認定（0～2歳）・・・保育所・認定こども園・地域型保育事業の利用

【0歳】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人）	81	79	77	76	74
②確保方策（人）	88	88	88	88	88
②－①	-7	-9	-11	-12	-14

【1～2歳】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人）	226	223	248	244	239
②確保方策（人）	261	261	261	261	261
②－①	-35	-38	-13	-17	-22

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

各事業の量の見込みについて、アンケート調査結果や、平成27年度から31年度までの5年間の実績等を踏まえ、令和2年度から令和6年度までの教育・保育の量の見込み及び確保方策を次のとおり設定します。

① 地域子育て支援拠点事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（延べ人数）	4,747	4,819	5,002	4,903	4,788
確保方策（箇所）	1	1	1	1	1

② 一時預かり事業

ア 幼稚園型

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み （延べ 人数）	1号認定	7,072	6,866	6,456	6,402	6,492
	2号認定	0	0	0	0	0
	合計	7,072	6,866	6,456	6,402	6,492
確保方策（延べ人数）		7,072	6,866	6,456	6,402	6,492

イ 在園児対応型除く

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（延べ人数）	525	521	515	508	505
確保方策（延べ人数）	525	521	515	508	505

③ 子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業除く）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（延べ人数）	380	380	380	380	380
確保方策（延べ人数）	380	380	380	380	380

④ 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（延べ人数）	12	12	12	12	12
確保方策（延べ人数）	12	12	12	12	12

⑤ 病児・病後児保育事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（延べ人数）	75	74	73	72	72
確保方策（延べ人数）	75	74	73	72	72

⑥ 放課後児童健全育成事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み（人）	348	347	337	326	309
うち1年生	117	94	94	93	86
うち2年生	110	114	91	92	91
うち3年生	61	82	84	68	68
うち4年生	43	39	52	53	43
うち5年生	14	14	13	17	17
うち6年生	3	4	3	3	4
② 確保方策（人）	348	347	337	326	309
③ 確保方策 （実施箇所数）	7	7	7	7	7

⑦ 利用者支援事業

ア 基本型

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（箇所）	1	1	1	1	1
確保方策（箇所）	1	1	1	1	1

イ 母子保健型

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（箇所）	1	1	1	1	1
確保方策（箇所）	1	1	1	1	1

⑧ 妊婦に対する健康診査

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	157	154	150	146	143
確保方策 （実施箇所数及び対応数）	1	1	1	1	1

⑨ 乳児家庭全戸訪問事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	159	157	154	150	146
確保方策 （実施箇所数及び対応数）	1	1	1	1	1

⑩ 養育支援訪問事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	20	20	20	20	20
確保方策 （実施箇所数及び対応数）	1	1	1	1	1

⑪ 時間外保育事業（延長保育事業）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み（人）	440	436	432	425	423
② 確保方策 （延長保育事業【人】）	440	436	432	425	423
②確保方策 （実施箇所数【箇所】）	7	7	7	7	7

4. 教育・保育の一体的な提供及び推進体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

現在の保育施設を活用し、児童・保護者の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう努めます。また、保育所等の施設の意向に則し、施設が認定こども園への移行を検討する場合は、認定こども園の移行に必要な施設整備の促進や情報提供等の支援を行います。

(2) 質の高い教育・保育の提供と地域の子育て支援の役割及びその推進方策

子ども・子育て支援新制度は、子育て家庭の多様なニーズに応じた支援を行うため、教育、保育の提供や、地域の子育て支援事業を提供することで、子どもが健やかに成長できるように支援するものです。

乳幼児期の人格形成の大事な時期である、教育・保育の提供や、地域子育て支援事業の質・量の充実に努めます。

(3) 認定こども園、保育施設等と小学校との連携

小学校への円滑な接続を図るため、情報提供や交流など、小学校との連携の推進に努めます。

5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

令和元年10月から実施の幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。この給付の実施に当たっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行います。

具体的には、施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等に対しても必要に応じ、保護者の利便性向上等を図るため給付の方法や事務手続きの変更について検討します。

6. 産後・育児休業後における保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、保護者に対する情報提供・相談支援体制の充実 強化を図ります。

第7章 新・放課後子ども総合プランに基づく取組み

1. 計画の目的

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」、及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業である「放課後子供教室」の計画的な整備等を進めることを目的として、国は、「新・放課後子ども総合プラン」が策定しました。

本町では、この「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、引き続き放課後児童クラブと放課後子供教室の効果的な運営及び連携体制の構築について検討・推進を図ります。

2. 計画の内容

（1）放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施について

① 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室とは、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるものです。

企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要で、特に放課後児童クラブについては、一体型として実施する場合でも、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、条例で定める基準を満たすことが必要となります。

② 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の留意点

共働き家庭等か否かを問わず、全ての児童と一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実に努め、両事業の従事者・参画者が連携して情報を共有し、希望する放課後児童クラブの児童がプログラムに参加できるよう十分留意します。

③ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

学校施設を活用してもなお利用ニーズがある場合等については、地域の社会資源の活用も検討し、小学校外での整備も検討します。

また、一体型でない放課後児童クラブ及び放課後子供教室についても、両事業の児童が交流できるよう連携して実施できるよう努めます。

④ 学校・家庭と放課後児童クラブ及び放課後子供教室との密接な連携

学校関係者と放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係者との間で迅速な情報交換・情報共有を図るなど、事業が円滑に進むよう十分な連携・協力を支援します。

両事業を小学校内で実施することにより、小学校の教職員と両事業の従事者・参画者の距離が近く、連携が図りやすい環境にあることを生かし日常的・定期的に情報共有を図り、一人ひとりの児童の状況を共有の上きめ細かに対応することができます。

また、保護者との日常的なやりとりや、対話等を通じて家庭とも密接に連携し、児童の成長を共有していくよう努めます。

（２） 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用について

① 余裕教室の活用促進

優先的な学校施設の活用が求められている中、各学校に使用できる余裕教室等がないかを十分協議し、また、既に活用されている余裕教室についても、改めて、放課後対策に利用できないか、検討を行います。

② 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進

学校の特別教室、図書館、体育館、校庭等のスペースや、既に学校の用途として活用されている余裕教室を、学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯について放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施場所として活用するなど、一時的な利用を積極的に促進します。

（３） 福祉と教育の連携に関する方策

放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施については、福祉課、教育委員会が連携し、両事業の実施について検討・推進に努めます。

（４） 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

子ども一人ひとりの個性やニーズを把握し、集団活動のメリットを生かしながら、適切な支援を行うことができるよう、指導員の知識とスキルの向上を図るとともに、支援の体制や環境の整備に努めます。

また、小学校をはじめ関係機関との連携を密にし、保護者とも情報の共有を図ることで、指導に一貫性が確保されるよう努めます。

（５） 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

利用者のニーズに合った開所時間についての設定に努めます。

（６） 各放課後児童クラブにおける育成支援の内容に関する、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

放課後児童クラブの育成支援内容については、ホームページやリーフレット、広報等を活用し、利用者や利用を検討している保護者、地域住民等に周知し、地域に根差した放課後児童クラブの運営を目指します。

（７） 目標事業量の設定

令和６年度の放課後児童クラブの目標事業量を７か所、そのうち一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の目標事業量を２か所と定め、計画的な整備を検討します。

第8章 子どもの輝く未来応援計画

1. 子どもの輝く未来応援計画について

(1) 背景と位置づけ

近年、子どもたちや子育て家庭を取り巻く環境は、急速な社会変化やライフスタイルの多様化、地域のつながりの希薄化など、大きく変化し続けています。

厚生労働省が行った「国民生活基礎調査」によると、等価可処分所得の中央値の半分の額に当たる「貧困線」(122万円)に満たない世帯の割合を示す「相対的貧困率」は15.6%となっています。そしてこれらの世帯で暮らす18歳未満の子どもを対象にした「子どもの貧困率」は13.9%となっています。

このような中、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とし、国及び地方公共団体の責務、子どもの貧困対策を総合的に推進するために講ずべき施策の基本となる事項その他事項を定めた「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、平成25年6月に成立し、平成26年1月17日に施行されました。さらに、令和元年6月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、市町村においても子どもの貧困対策計画の策定が努力義務とされたところです。

本町の策定する子ども・子育て支援事業計画においては、子どもの貧困対策についても一体的に策定することとし、本町の子どもとその保護者に向けた取組みを推進します。

2. 取り組みの方向性

(1) 将来像

本町では、ひとり親家庭等の生活困窮家庭の子どもの貧困対策も含め、児童虐待など様々な問題を抱える家庭の子どもや保護者を対象とする相談支援体制や社会資源等の必要な環境整備を行い、町内に住むすべての子ども達が「目をきらきらと輝かせ」「笑顔が絶えない」「将来の夢に向かっていける」社会の実現を目的として、以下の基本理念を定めます。

**子ども一人ひとりが輝き笑顔あふれるまち たかなべ
～すべての子どもたちが自分の将来に希望を持てる社会へ～**

(2) 基本方針

すべての子どもたちが自分の将来に希望を持って成長していけるよう、本町の現状と課題や基本理念を受け、以下の基本方針により本計画を推進していきます。

基本方針1 支援につなげる
○ワンストップ窓口（相談支援専門機関）での相談支援 ○支援制度の周知徹底と相談体制の構築 ○学校や健康づくりセンターをプラットフォームとした問題を抱える家庭への支援 ○特別な支援を要する子どもを養育する家庭への支援
基本方針2 生活の安定につなげる
○就労・収入の安定に向けた支援 ○養育力の向上に向けた支援 ○家計管理支援 ○保護者の心身の健康確保支援
基本方針3 子どもの夢や希望につなげる
○教育費負担の軽減 ○新たな社会資源の創出 ○子どもの心身の健康確保支援 ○学校教育による学力保障
基本方針4 地域社会につなげる
○地域で子育てを応援 ○民生委員・児童委員の活動支援 ○地域に開かれた学校づくりの推進 ○社会全体で応援

3. 取り組みの内容

基本方針 1 支援につなげる

(1) ワンストップ窓口（相談支援専門機関）での相談支援

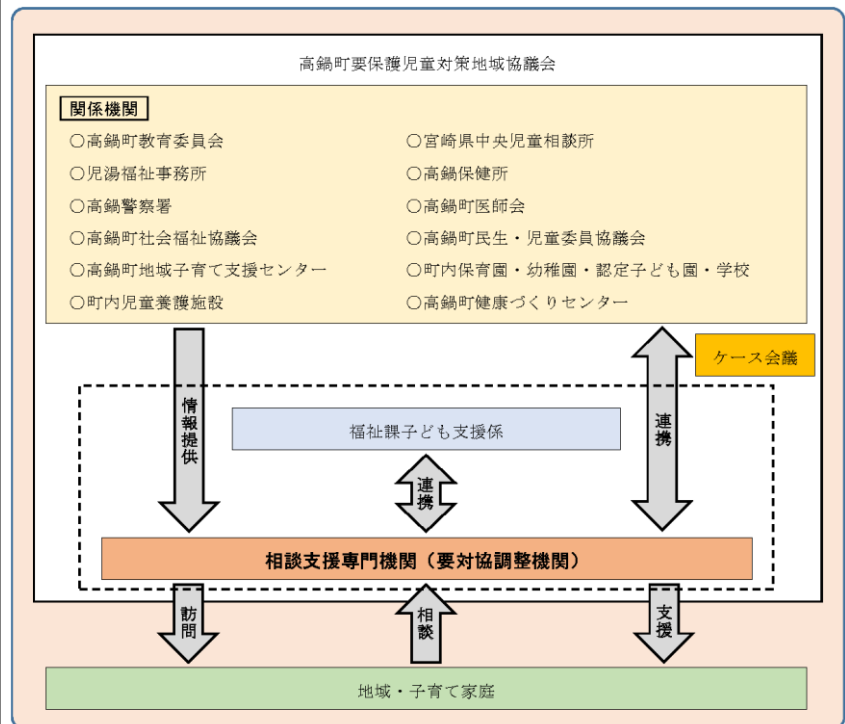
本町では、平成29年4月に子ども家庭支援センター「みらい」が設置されました。ひとり親家庭等の生活困窮家庭や児童虐待など様々な問題を抱える家庭は、複合的な問題を抱えており、一つの支援機関だけでは対応できないケースが想定されます。

子ども家庭支援センターが中心となり、関係機関と連携して、支援をおこなっていきます。

施 策	内 容
①支援対象者の把握業務	支援の対象者を把握するため、児童扶養手当事務担当課や健康づくりセンター、保育園・認定こども園・学校、民生委員等から情報収集を行う。
②相談支援業務：個別ケースに対しての相談支援業務	●ケアマネジメント業務 本人と共に、本人が抱える課題を整理（アセスメント）し、課題克服に向けた支援をコーディネートし、全体をマネジメントする。 ●包括的・継続的支援業務 中長期的に、本人に寄り添って包括的・継続的に相談対応や同行支援等を行い、目標達成に向けた本人の行動実践への働きかけをする。
③地域連携・地域開発業務	関係機関・関係者と連携し、支援に役立つ社会資源の発掘・開発促進を行うとともに、情報提供につながるよう社会資源との連携も行う。
④高鍋町要保護児童対策地域協議会業務	要保護児童対策地域協議会の調整機関として、スムーズなケース会議の開催、支援対象者の情報共有、支援策の検討及び進行管理等を行うとともに、要保護児童対策地域協議会を活用した関係機関とのネットワーク形成・連携強化を行う。

⑤その他、子育て家庭の相談支援に関する業務

各関係機関が有する情報の共有、ケース検討会議等を行い、連携しながら相談支援を行います。



(2) 支援制度の周知徹底と相談体制の構築

必要な支援制度を適切に利用できるよう、子ども家庭支援センターや町ホームページなど各種媒体を通じた情報提供により、支援制度の周知徹底を図っていきます。

また、児童扶養手当の現況届の提出時期を集中相談期間として設定し、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な課題をまとめて相談できる体制の構築を検討していきます。

(3) 学校や健康づくりセンターをプラットフォームとした問題を抱える家庭への支援

学校や乳幼児健診等を実施している健康づくりセンターは、児童虐待や貧困から派生する様々な問題の早期発見が期待されます。

そのため、相談支援専門機関と連携・情報共有を図ることで、早期の支援につなげていきます。

(4) 特別な支援を要する子どもを養育する家庭への支援

生活困窮家庭や児童虐待など様々な問題を抱える家庭への支援はもちろんのこと、不登校や発達障がいなど特別な支援を要する子どもを養育する家庭への支援も充実させていく必要があります。

特に、発達障がいを抱える子どもの数は年々増加傾向にあり、特性の程度によっては子育ての難しさから児童虐待等につながっていく可能性があります。そのような子どもの健やかな成長を促すためには、保護者が子どもの特性に気づき早期の発達支援や療育につなげること、また、保護者の育児や就学に関する不安の解消等に努めることが必要となります。

そのため、高鍋町障がい者（児）等基幹相談支援センターや健康づくりセンターと連携しながら、乳幼児健診や保育園・学校等で発達の障がい疑われた早期の段階での療育相談へつなげていきます。

また、発達障がいの有無に関わらず保護者全体に、発達障がい等に関する基本的知識や早期介入の重要性の理解促進に努めていきます。

基本方針 2 生活の安定につなげる

(1) 就労・収入の安定に向けた支援

より良い就業により安定した生活が送れるよう、ハローワークと連携した就業相談や情報提供、高等職業訓練促進給付金等の活用による職業能力開発のための教育訓練等の受講促進に取り組み、就業に結びつく可能性の高い資格や技能習得の支援に努めていきます。

また、安心して働ける環境を整備するため、様々な保育ニーズに対応した保育環境の充実や放課後児童クラブの拡充などに努めていきます。

(2) 養育力の向上に向けた支援

食事、衣服、生活環境等について不適切な養育状態にあり、定期的な支援や見守りが必要な家庭に対して、中期的な支援を念頭に、関係機関と連携して適切な児童の養育環境の維持・改善及び家庭の養育力の向上を目指し、一定の目標・期限を設定した上での支援に努めていきます。

また、高鍋町要保護児童対策地域協議会による情報共有、相談支援専門機関による定期訪問などにより、中長期的な見守りを行っていきます。

(3) 家計管理支援

保護者自ら適切に家計を管理し、家計を安定させることは、再び困窮状態にならないための予防、税等の滞納の解消、就職活動の円滑化といった効果が期待されています。

そのため、国が新たに実施する予定の家計管理等の講習会への受講推進など家計管理を改善・向上させるための支援に努めていきます。

(4) 保護者の心身の健康確保支援

家庭での育児や家事、精神面・身体面の健康管理など、関係機関と連携しながら相談支援に努めていきます。また、ひとり親家庭が定期的に集い、情報交換を行うとともに、お互いに悩みを打ち明けたり、相談し、支え合う場の創出を検討していきます。

基本方針３ 子どもの夢や希望につなげる

（１）教育費負担の軽減

生活保護世帯やひとり親家庭等の生活困窮家庭の子どもに対する教育の機会均等を図るため、学習塾や習い事に係る支援制度、放課後児童クラブ利用料減免などの負担軽減策を検討していきます。

また、準要保護児童生徒に対する就学援助の内容等について検討するなど、就学しやすい環境を整備していきます。

（２）新たな社会資源の創出

経済的な理由で食事を満足に取れなかったり、親が忙しくて子どもだけで食事を取っている子どもたちに食事と居場所を提供する「子ども食堂」や家でも学校でもない第三の居場所として学習支援や夕食の提供、生活習慣の習得等を目指す「子どもの居場所」など新たな社会資源の創出に努めていきます。

また、現在、高鍋町社会福祉協議会が行っている無料の学習塾の拡充に向け、関係機関と連携しながら検討していきます。

（３）子どもの心身の健康確保支援

乳幼児期は、子どもの健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であると同時に、望ましい食習慣や生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期でもあるため、乳幼児健診等における保健・栄養指導の機会等を活用し、子どもの健やかな発育・発達を支援してきます。

また、保育所や学校等においても、子どもの発育・発達状態・健康状態・栄養状態・生活状況などを把握し、それぞれに応じた必要な支援に努めるとともに、食育も含めた子どもの健やかな発育・発達に努めていきます。

（４）学校教育による学力保障

家庭環境等に左右されず、学校に通う子どもの学力が保障されるよう、少人数の習熟度別指導や、放課後学習などの取組を行うため、教職員等の指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進します。

基本方針 4 地域社会につなげる

(1) 地域で子育てを応援

少子高齢化の急速な進展に加え、個人の価値観や生活様式の多様化などにより、地域における人と人とのつながりが希薄化し、家庭や地域社会の支え合う力が弱まってきており、このことは子育て家庭の孤立や児童虐待など様々な問題を引き起こしています。

そのため、安心して子どもを産み育てるため、地域全体で子育てを支援するネットワークづくりに努めていきます。

(2) 民生委員・児童委員の活動支援

地域の身近な相談役として活躍する民生委員・児童委員の活動が円滑に行われるために必要な支援や情報の提供、働きかけに努めていきます。

(3) 地域に開かれた学校づくりの推進

保護者や地域住民等の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して児童生徒の健やかな成長を図るため、より一層地域に開かれた学校づくりを推進します。

また、児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、各学校が、家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、地域全体で子どもの安全を見守る環境の整備を支援します。

(4) 社会全体で応援

子どもの安全を見守るため、学校やPTA、警察等の関係機関との連携を深めるとともに、貧困や児童虐待などの実態を広く周知することで、社会全体で子育て家庭を応援する機運の醸成に努めていきます。

第9章 計画の推進体制

1. 町民及び関係団体等との連携等

(1) 町民や関係団体等との連携

子育てを社会全体で支援していくためには、行政だけではなく、家庭や地域、教育・保育関係機関、企業などを含めて社会全体が連携することが必要です。

本計画の推進にあたっては、保育所、認定こども園等をはじめ、地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業を行う事業者及び関係団体・関係機関などとの連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進・調整を行うとともに、家庭や地域、教育・保育関係機関、企業、行政それぞれが子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、子育て支援に関わるさまざまな施策を計画的・総合的に推進します。

(2) 地域の人材の確保と連携

子育てに関する町民の多様なニーズに対応するため、保育士、幼稚園教諭等の子育てに関わる関係者だけではなく、ボランティアや子育て経験者、高齢者の方など地域のさまざまな子育てを支援する幅広い人材の確保・育成に努めます。

(3) 町民・企業等の参加・参画の推進

社会全体で子育てを支援するためには、町民や企業、関係団体の理解と協力が必要です。

本計画について広報等により町民等の理解を深めるとともに、ボランティア活動の活性化の促進、町民参加型のサービスの拡充など、地域による取組を支援し、子育てしやすい環境づくりに町民及び企業等の参加・参画を推進します。

2. 計画の進捗状況の管理・評価

本計画に基づく施策を推進するため、高鍋町子ども・子育て会議において、毎年度事業計画に基づく事業の実施状況や、実績等について点検・評価します。事業計画策定後には、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画の推進に努め、事業の進捗状況を管理・評価するにあたっては、利用者の視点に立ち、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価し、施策の改善につなげます。

資料編

1. 高鍋町子ども・子育て会議設置条例

平成25年 9 月20日 条例第15号

(設置)

改正 平成26年12月25日 条例第22号

第1条 町は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、高鍋町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

2 会議は、前項に掲げる事務を処理するにあたっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえなければならない。

(組織)

第3条 会議は、15人以内の委員をもって組織し、次に掲げるもののうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 事業主を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって選出する。

3 委員長は、会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、町長が行う。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 会議に、第2条の所掌事務に係る調査及び研究（以下「調査等」という。）を行うため、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、第3条に規定する委員のうちから、委員長が指名する。

3 部会に、部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、部会の委員の互選によりそれぞれ選出する。

5 部会の運営については、前条の規定を準用する。

6 部会において調査等を行った場合は、当該調査等の結果を委員長に報告するものとする。

(関係者の出席)

第8条 会議及び部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(報酬等)

第9条 委員の報酬及び費用弁償については、高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年条例第1号）の定めるところによる。

(庶務)

第10条 会議の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

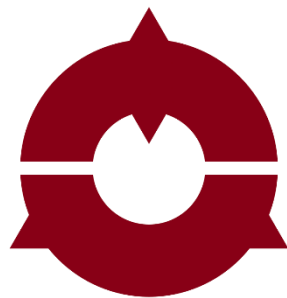
この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成26年12月25日条例第22号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2. 高鍋町子ども・子育て会議委員名簿

条例項目		氏名
子どもの保護者	就学前児童の保護者	小澤 正隆
	小学生の保護者	小泉 達成
関係行政機関の職員	福祉課長	中里 祐二
	公立保育園園長	阿萬 純江
	保健師	有馬 由美
事業主を代表する者		野崎 正史
子ども子育て支援に関する事業に従事する者	認定こども園(幼稚園型)	湯舟 儀一
	認定こども園(幼保連携型)	平原 玲
	私立保育園	黒木 郁恵
	小規模保育事業所	黒木 芳子
	子育て支援センター	柏田 幸子
	児童館	日高 須美子
	放課後児童クラブ	檜原 富子
学識経験者	元保育園園長	長友 貴子
町長が必要と認める者	主任児童委員	幸丸 公子



子ども・子育て支援を全力でサポートします。

高 鍋 町

